

次ページへ続く

Continued on next page...

(翻刻) 旧三井文庫本『耳囊』(卷之二)

長谷川 強

耳囊卷之二目録

- 一 蛇を養ひし人の事
- 一 小兒に異物ある事
- 一 虫歯の痛を去る奇法の事
- 一 蕎麦を解す奇法の事
- 一 解毒の法承り置へき事
- 一 堀部弥兵衛養子之事
- 一 幽霊なしとも極め難き事
- 一 執心残りし事
- 一 吉備津宮釜鳴の事
- 一 日の御崎神事の事
- 一 無思掛悟道の沙汰ありし事
- 一 信心に奇特ある事

- 一 古物不思議に出る事
- 一 芸道上手心取の事
- 一 正直に加護ある事
- 一 賤妓発明にて加護ある事
- 一 賤妓の家福を得し事
- 一 怪我をせぬ呪の事
- 一 非人に賢者ある事
- 一 大阪任侠の事
- 一 品川にてかたりせし出家の事
- 一 浜町にてかたりせし坊主の事
- 一 実心可感事
- 一 兵庫屋弥兵衛松屋四郎兵衛成立の事
- 一 戲芸悔るへからざる事
- 一 人の不思議を語るも信すへからざる事

(一才)

- 浅草観音にて鵝を盗しものの事
- 百姓其心取尤なる事
- 孝子其しるしを願はず事 二ヶ条
- 鎌原村異変之節奇特の取計致し候者の事
- 小堀家稲荷の事
- 鄙嫗冥途へ至り立帰りし事
- 人命を救ひし物語り之事
- 人の血油薬になる事
- 仁慈輒くなせし事
- 神道不思議の事
- 妖術勇氣に不勝事
- 死に臨み死せざる運の事
- 賤者又気性ある事
- 芸道手段の事 二ヶ条
- 異変に臨熟計の事
- 猫の人に化し事
- 猫の人に附し事
- 村正の刀禁すへき事
- 利欲応報の事
- 公家其賢徳ある事
- 位階につきさも有へき事ながら可笑しき咄の事
- 好色もの京都にて欺れし事

(一ウ)

- 畜類又恩愛深き事
- 外科不具を治せし事
- 人の心取にて行末を押計るゝ事
- 売僧を恥しめ母の愁ひを解し事
- 剛氣の者家来を遣ひ方の事
- 本妙寺火防札の事
- いわれざる事なして禍を招く事
- 村井某か祖母勇氣の事
- 小児手討せし手段の事
- 事に臨て如何ニも静に可考事
- 瀬名伝右衛門御役に成し咄の事
- 聊の心掛にて立身をなせし咄の事
- 手段にて人に取入りし事
- 狂歌にて咎をまぬかれし事
- 火災に感通占ひの事
- 芸道其心志を用る事
- 仏神猫を禁し給ふといふ事
- 会下村次助か事
- 其家業に身命を失ひし事
- 才女手段発明の事
- 覚悟過て恥を得し事
- 両頭虫の事

(二ウ)

(二オ)

- 供押の足輕袴を着す古実の事
- 茶事物語の事
- 明君其情悪を科給ふ事
- 強勇の者御仕置を逃れし事
- 強気勇猛自然の事
- 猥りに人命を断し業報の事
- 水に清濁軽重ある事
- 奇病の事
- 忠死帰するか如き事
- 公家衆狂歌の事
- 畜類仇をなせし事
- 非情のもの恩を報する事
- 思はず幸ひを得し人の事
- 奸智永続にあらざる事
- 池尻村の女召仕ふ間敷事
- 妙教庵起立の事
- 貧乏神の事
- 国に依て其事実かわる事
- 上州池村碑の事
- 其法に精心を委ねしるしある事
- 不受不施宗派の事
- 好む所左もあるへき事

(三才)

- 志す所不思議に届きし事
 - 義は命より重き事
 - 寺をかたりて金子を取りし者の事
 - 鮠のましないの事
 - 一休和尚道歌の事
 - 福を授るといふ事
 - 井伊家質素の事
- (四才)
- (四ウ)
- 蛇を養ひし人の事
- 江戸山王永田町辺の事とや、或ひは赤坂、芝ともいゝて其処定かならず。御三卿方を勤めける人のよし、苗字は不知、清左衛門と名乗る人なりし由。如何なる事にか小蛇を養ひ、夫婦共寵愛して、箱に入椽の下に置て食事を与へ、天明二年迄十一ヶ年養ひけるか、段々生長して殊之外大きく成て見るもすさまじしけれと、愛する心よりは夫婦共に朝夕の食事の節も、床を叩き候へは椽の上に頭を上ヶけるに、其身の箸をもつて食事なと与へけるよし。家僕男女も始めは恐れおのゝきしか、馴るゝに随ひては恐れもせず、縁遠き女子などは右蛇に願ひ候へ杯と夫婦の言ふに任せ、食事なと与へて祈念なせは、利益とはなく其願ひ叶ひし事も有し由。然るに天明二年三月大嵐のせし事有りしか、其朝も例の通呼候而食事なと与へしか、椽の上へ上り何歎甚苦痛せる趣ゆへ、如何致しけるやと、夫

婦も他事なく介抱せしに、雲起り頻りに雨降出しければ、右の蛇椽類に始は(五オ)うなたれ居たりしか、頭を上々空を詠め、やかて庭上まで雲下りしとみれば、椽より庭へ一身を伸すと見えしか、雨強くやかて上天をなしけると也。

小児に異物ある事

予か許へ常に来れる大木金助といへる者有りしか、絵など画て医業杯を官務の間になして、予か家の小児など不勝の折からは其業をも頼けるか、或る日来て語りけるは、世には不思議の生質もあるもの也、去年堺町歌舞妓芝居へ行しに、右茶屋の悴十三才に成りぬ、何卒絵を習ひ度由を申ける故、絵本など認遣しけるか、右悴近き頃金助許へ来りて専ら絵を習ひ或ひは素読などいたしける、其起りを承るに、彼悴直芝居の向ふに住けるに、狂言など見る事甚嫌ひにて、明暮字問など致しける故、其父母家業に相応せずとて不断叱り憤りて、弁当杯芝居へ為運けるをも厭ひ嫌ひて、聊場所柄の浮気繁花の有さまを心に止されは、迎も渠れば家業相統さすましとて、金助(五ウ)を頼同人方へ寄宿為致ける、金介も其親々へ懸合ければ、当人願の上は宜相頼旨故、此程まで差置侍へるよし、歌舞妓茶屋なから人も相応に召仕ひける者の悴、金助方へ来りては茶を運び、或は朝夕の給仕等をなし、いくはくか苦しき事ならんに、物好きな者もある也といひしか、或る日右の親共来て、右悴の義は迎も家業相統いたし役に立へき者に非らず、かゝる不了簡の者は侍にでも不致は相

成間敷と申けると、大笑ひしけると也。

虫歯痛みを去る奇法の事

葑^{ワラ}の実を火に焚て、右煙りをもつて痛候所をくだ杯にて通し、いぶし候へは即功ありと人の語りしに、亦或人の言へるは、瓦を焼て半盥やうのものへ入、にらの実を置湯をかけ候へは、煙りたち候を、右煙りにて耳を蒸し候へは、耳々白きもの出候、右白きものは虫歯のむし也といへるか、まのあたり様し見しと人の語りける。

蕎麦を解す奇法の事

或る人、あらめをゆでし鍋を一通りに洗ひ蕎麦をうでけるに、(六オ)兎角水に成て用立さりしといへるを、其席の人聞て、あらめは都而蕎麦を解し候妙薬のよし聞しに思ひあたりぬると人の語りぬ。

解毒の法承り置へき事

予白山にありし頃同隣の人語りけるは、大前^大孫兵衛屋敷の中間、或る日庭の内に出来し菌を調味して給へけるか、頻りに笑ひ出し、いかに叱り尋とも答へはなく唯笑ひ苦しみけるか、全く狐狸のなす所と、山伏なと加持なしけれと其験なし。其頃御薬園肝煎いたしける小川隆好といへ

る医師是をみて、食毒なるへしとて尋ければ、傍輩なるもの、今朝庭の内楓の根に出来たる茸を給へしと由語る。されはこそ、楓に出る茸は笑ひ茸とて毒気ありて笑ひ止まず、終には死せる事也とて、両便不浄などいたせる所の最寄に土色黒くなりし所をとりて、湯にほたて為吞けるに、早速吐却して毒氣を解しけるか快復せしと也。

堀部弥兵衛養子の事

(六ウ)

堀部弥兵衛養子は元来浪人にて安兵衛と号し、牛込辺何某といへる劍術の師の内弟子なりしか、伯父の仇討の事にて高田馬場に於て抜群の働せし事を弥兵衛聞及て、実子なければ哀れかゝる武勇のものを養ひ子とせんと思ひしかとも、手寄なければ、直^ニ彼の師匠の許へ立越、安兵衛といへる門弟かゝる働きあると承る由、五万石の大名の家中にて食録^(マ)三百石を領する者養子を好み候間可遣哉、内存承度旨申談ければ、随分承知に可有之、併留守^ニ候間帰り次第可承と、右の師匠挨拶に付、弥兵衛は帰りける。さても右師匠安兵衛へ、かくく^ノの養子口あり、可參哉、浅野内匠頭の家来堀部弥兵衛といふ人の世話也と申ければ、安兵衛事も江戸表に親族も無之貧窮の者故、至極望みにはあれとも如何と申ければ、先いつれにも弥兵衛方へ罷越可談との事故、弥兵衛方へ罷越案内を申し、則安兵衛の由を申ければ、弥兵衛大^ニ歎ひ坐敷へ請し対面し、弥養子承知^ニ候哉、養父母は老人にて、主人の高^井宛行の処先達而師に咄し候に少しも相違なしと申ける故、困窮(七オ)の浪人何も支度無之段申

ければ、大小さへ所持いたし候へは何も入不申段申候上、承知之段安兵衛申ければ、則勝手へ入衣類大小を携へ出、則養子にいたし候者は某也、主人の高も五万石自分食録も三百石也、今日より拙者悴也、左様^ニ心得可申段申達、さらは勝手へ通るへしと案内しける故、余りの事^ニ安兵衛も大^ニ驚きけるか、やかて父子の約をなしぬ。大石良雄報仇の節も、父子共四十七人の内随一の働せしもの也と人の語りぬ。

幽霊なしとも無極事^(マ)

天明二年の夏の初め、浅草新し橋外の町屋娘、武家に候哉亦は町家に候哉、階老^(マ)のかたらひなして、困ひ者といへるやうに其親元へ預け置て、一子を産て産後より血勞のやうに煩ひし故、右小児は最寄の軽き町家へ里子に遣し置ける。右女養生不叶して身まかりけるか、其夜彼里子の元へ至りて門口より会釈せしま、里親は右小児を寝せつけ居たりしか、能こそ来り給へり。右里子を抱き為見ければ、扱よく肥り成人いたしたりとて、抱とりて(七ウ)色く介抱し、扱よく可愛らしく成たる者を捨て別れんも残念やと言ひしかは、里親夫婦心付て、右女子は大病の由聞しに、いかく不審なる事と存けれ共、最早火も灯す時分人影も定か成らざる故、火など灯しければ、右小児をかへし、挨拶などして立帰りけるが、其翌日親元を右娘夜前病死せるよし為知越しけるにこそ、母子の情難捨心の残りしも恩愛の哀れ成る事と、同町の医師田原子来り語ぬ。

執心残りし事

是も右最寄の事也。其日稼にて時のもの杯商ひてかすかに暮す男ありしか、随分律義者にて稼げるか、金子拾両程も稼ため同町の者方へ来り、金貳両と錢拾四五文持參、其志を見受て預け置しと也。其後右金錢を持參いたし病氣をも尋、預りし品を返し可申段申ければ、彼男申けるは、我等死にも可致哉とて返し被申哉、持參にも及さると申にぞ、いやとよ左にはあらず、病氣なれば入用もあるへしと持来りし也、先差置て入用にも無之は（八オ）快氣の上亦々預るへしと言てさし置歸りける。無程身まかりける故、子供親類もなく独者の事故、大屋、店請、五人組など集りて輕く寺へ送り、家財改めけるに金錢拾兩余もありしを、家主、店請など配分し相濟しけるに、其日々兎角に右老人元店の前に立居たり。亦は其辺にて彷彿と見えし沙汰頻りなれば、大屋、店請も大ニ恐れ、右金子を以厚く弔ひ、法事など十分にいたしけると也。

吉備津宮釜鳴の事

桑原予州長崎往来に吉備津宮へ參詣せしに、右社内に差渡四尺余の釜則釜檀に居へ有之。御供を献し候時は、神人米芫合ほと右釜の内へ入、塩水などにて清め、松葉を少し釜の下にて焚候へは、最初は鈴の響程に鳴て段々鳴音高く、後にはあたりへもひ々き夥敷聞へける。やかて神人塩水を打ぬれば、鳴音もまた止みぬと語りぬ。戸田因州公も其席におはし

けるか、領分右最寄故度、右社頭へも至りしか、不思議の事と（八ウ）語り給ひし。

日の御崎神事の事

日の御崎神事の節は、神人海辺に出、波打際に立居ける事なるか、毎年時日を違へず沖の方より薬の上に小蛇とくろして流れ寄り候を、神人両手にて請之、直ニ神前へ相備候恒例也。右蛇或は一日又は兩日程其儘にて不動ありて死しけるとなり。夫を直ニ干かため年々の蛇形を納置に、信仰にて乞ひ候者あれば附屬しける由。戸田因州公も去年右神主々差越受納有しと、寺社奉行勤の節物語也。尤白蛇とは唱候得共潔白には無之、黒すみ候蛇の由也。

無思樹悟道の沙汰ありし事

予か智音の許へ来る禅僧のはなしけるは、禅家ニ入坐禅を致し習ふ初には、甚苦しき故足を結へて仕習ひける事なり、夫に付おかしき咄のありとて語りけるは、彼僧初字之節、檀家の病死人ありて棺中ニ納め、側に彼出家を頼付置、親族なども代るく（九オ）居たりしか、例之通結伽跌座して足を結び坐禅修行の心にて心を静め居たりしに、右亡者浮腫の煩ひ故や、棺中にて水気洩れ候と見えて怪しき音小高く聞へければ、側に居たりし親族の男女わつといふて右一間を遙に逃出ける故、僧もおそ

ろしく逃んと思ひけるが、足を結び置し故立事叶はず、無拋心を静め居たりしか、全く浮腫の死骸故水の溢れ候と心付て、怖敷事も去りぬれば其儘にありしを、家内親族追々立戻り、流石は禪氣の勝れし出家也と感心して、殊之外皈依しけるも可笑しけれと語りしとや。

信心に奇特ある事

予か許へ来る山中何某は、御抱席の与力より後は御代官に昇進せしか、最初大願の始め彼是上に立人の心取六ヶ敷、思やうに調はさりしか、深く弁天（つ）を信し願成の法などを修し貫ひしか、相州江の島の弁天は靈験いちしるきと聞て、三日断食をなして代拝の者をさし遣けるか、彼代拝の者江の島にて不思議の靈夢を蒙るよし。誰ともなく、山中か願望当時世話有之川井何某の（九ウ）手にては出来され共、跡役の人並に権門家の何某心得居候間、始終は成就すべきとの事也。右代拝の者は其世話いたし候人の名前など委敷可知者ならねは、不思議に思ひけれ共、いまた川井も盛んニ勤の事故強而心にも止さりしか、無程川井は身まかりて跡役の時節ニ至り願ひの叶ひけるよし。最初少しもよきと存る事を聞しは、多分辰巳の日也と語りぬ。

古物不思議に出る事

黒田豊前守老職たりし時、上野へ参詣の折から古き道具店に有りし琴を

輿中より見給ひて、殊ニ古物と目利ありて、帰宅の上早々人を遣し買ひ調ひ改め申されしに、いづれか私ニ出し物や琴の沢に赤銅の蟹をひしと彫付有りし故、其細工の凡ならざるを以、彫物師を呼て目利ありしに、後藤家の古彫にて、甲をはなし見られければ、琴の海に山水の流るへらなりと筆太ニ貫之の手にて書ありし。依之 有徳院様（五）献上ありければ、則山水と召され、御調室に成りける（十オ）よし。其折柄 御前同公之面々、貫之の歌なからへら也とはおかしき手にお葉と申ければ、其節御小性を勤仕ありし田沼主殿頭（此主殿頭は當時老勤仕あり）申けるは、へら也といへる手に葉数多ありと、古き歌数十首を証歌として言上ありければ、上にも其堪能を感じ思召けると也と、安藤箱台の物語也。

芸道上手心取の事

土佐節の上手と世に申伝へたる何某とやらんありしか、其門弟の由にて御小人目付動たるおのこ、所々屋舗方などへ出入て土佐浄瑠璃を語りけるか、実は門弟には無之処、或る日出入の屋敷へ至りしに、彼上手を招き坐舖にて其芸を施し居ける故、兼而弟子と偽りし言葉の頭はれんも如何と坐舖へ出兼居たりしを、主人頻りに被呼し故無是非坐敷へ出、彼大夫へ対し、久々にて掛御目候杯と挨拶に及びければ、相応の答へ致しけるに、主人申けるは、此人は我等方へ他事なく出入もの也、御門弟の由とありければ、前々殊之外出精いたされ、近頃は無精ニ候、尤浄瑠璃は我等弟子ニ候得共、師弟とても音曲の（十ウ）ほとは大ニかたり口も違

ふものニ候迎、和合の挨拶にて其日は事済けるか、翌日彼もの思ひけるは、扱々辱き取合哉、偏に彼か取合にて我等の偽もしれず、外聞も能かりしと、銀式枚持参して、実は門弟にも無之処、斯くの訳故相応の挨拶いたし候処、存の外のみしき取合忝候段述べれば、右の者答へけるは、夫は大き成御了簡違ひ也、凡土佐節の淨瑠りを語り給ふ人なれば、誰か弟子成共其源の某なれば、我等か弟子に違ひなき事故、右之通挨拶致し候也、何歎礼式を受申さんとて、右の銀子をも返しけるとや。

正直に加護ある事 付 豪家其気性の事

浅草蔵前札さしの内とやらん、一説には伊勢屋四郎左衛門共いゝしか其名は慥ならず。下谷辺へまかりし折から、いつれの町にや茶屋の女子に美めよきありて、右おのこふと懸想して二階へ上り、高唐雲雨の交りをなして帰る時此茶屋の女を俗にけころ鼻帯袋を落し置て帰りし故、右女子鼻紙入を持って門口まで（十一オ）追欠しか、最早行方を失ひし故、其内を改めみれば、印形の手形杯ありて捨置かたきとおもひけれ共、深く隠し置て思ひなやみ居たりしに、折節此辺へ来る車力ありし故、蔵前辺に伊せ屋と云へる札さしの人ありやと、余所ながら尋ければ、車力答へて、伊勢屋と言へるは蔵前に何軒もあるを、何しに尋給ふと言へる故、此程蔵前伊勢屋なる人來りて、忘れ置し品ありとひそかに語りければ、右車力大きに驚き、我等も其事に付頼まれてけふも爰へ來りぬ、其品を為見給へといらひしかは、いや／＼知り給はぬ事ならは見せまし、弥頼まれ給

ふ人は何といゝたる人にて、年頃はいくつ斗なりと念頃にて、此文届給はれとて、則文を渡しける故、右車力は親方の事なれば、早速蔵前へ至りてかく／＼と語りければ、右帯入の内には御切米手形裏判済もありて、無抛奉行所立も可訴詔、元々いつ地へ落したるやも知れざれば、所々手分して何となく手掛りを捜し、神仏へ祈誓し、誠に家内は上下歎沈み居たる折柄故大ひに歎ひ、親子同道も先方いか／＼と、彼車力に悴を召（十一ウ）連させ、親仁は跡に下りて右茶屋立至り二階へ上り、彼女をあけてしか／＼の礼を申述べければ、日／＼情を商ふいやしき勤の身、数多き客ながら其日と存る頃御越の人に相違はなければ、右鼻紙袋の様子并に内の品逸々申給へとて尋けるに、相違なければ則右鼻紙入を渡しける故、数／＼礼を述て息子と親仁入替り、何卒親方に逢度よし申ければ、彼女答て、親方は心よからぬものなればいまた咄しめいたさず、如何なる巧をか可成も知れざれば、逢給ふよしもなからんと答へければ、聊左様の事ニあらずと云ふて、親方を無理に呼出し、此女子我等方へ申請度、給はるへしやと申ければ、随分進し可申旨故、かゝる勤の身なれば女術へも掛合可申といゝしに、いや／＼此女は女術にかゝり合なし、在方々拾四両程の給金にて年季を限り抱たる者なれば、右金子さへ給はれば可渡由故、以来親元其外へ無構之証文を認、金子三百両渡しければ、親方も大ニ驚き、かゝる大金には不及由を述べけれ共、右女子之儀ニ付、身上にもかゝり候事何事なく納まりし儀なればとて三百両を渡し、以来手切之趣（十二オ）重々の証文取極、則娘にいたしけるとや。かゝるよからぬ親方故、金子を惜み候は、跡／＼迄も何歎立入如何有へけれと、

其所を思ひて大金にて手を切りし、流石豪家の気性と人の語りける也。

賤妓発明にて加護ある事

浜町河岸箱崎近辺までの河岸へ、船まんちうとて船にて売女する者あり、至而下賤の娼婦也。余程昔の事なりとや、下町辺の町屋の若者、大晦日に主人の申付まかせ、売掛取集めて右河岸辺を通りしに、船饅頭の舟へ酔狂のまゝ立寄、聊雲雨の交して立分れけるに、折角取集し売懸ヶを入し財布を、いつ地へ忘れけん懐中になければ、始而大驚き、爰かしくこと其日走り廻りし所々を尋けれと行方知れねは、川へ身を投て死なや、また首を切て死なんと、爰かしこ翌元日にもたつね廻り、三日も過て四日に至り、もし彼船饅頭の船に落しける事もやと、河岸の辺に立てあれ是の船まんちう舟を尋けるに、晦日に乗りし舟、彼女子も見へける故、心悦ひてさらぬ体にて彼船にうつりければ、彼女声をひそめ、御身は去りし晦日来給へる(十二ウ)人ならんや、忘れ給ふ品有へしと尋如何にも斯くの品を忘れたりとて、我身の命を今日翌日を限りのよし歎き語りければ、左あらんと思ひて其後夜々此所へ出て待しとて、右財布を渡しけるにそ、嘻しさいわんかたなく、金子を出し遣しければ、聊金子を受取て跡は返し、何の礼にか及はんと也。是によりて女子の名、親方の町所など聞て立帰りけるに、親方にては両三日も不立帰事なれば、掛ヶを取集め欠落いたしける連、請人など呼て吟味いたしける折から帰りける故大驚き、如何して日数たち帰らずや、数年実体に勤めし故に

よもやとは思へとも、全く欠落したるとおもひしに、色も悪しきか如何せしと、請人俱々尋ければ、今更何をか包まん、斯くの訳にて既に死を決し侍れとも、不思議の事にて命全ふして立帰りぬとて、財布張面を渡しけるに、聊帳面勘定も違はされは、親方も請人も大驚き、いやしき勤の身にかゝる正直の心ありけるそ不思議なれ、汝も最早家持に致し可然事なればとて、即相応に別家して、右船夜発を請出し妻に為致けるに、夫婦まめやかに暮して今は相応の町人と成りしか、(十三オ)彼妻後に語りけるは、右金子我等正直斗にて返し候に而はなし、船まんちうの親方などは如何にも貧欲無道の者にて、船まんちうなと金子の少々も持しと見れば、其儘打殺しなといたすへけれと思ひ、彼是を考へぬれば御身は此金子故に命にも及れん、さあれば人も我も右金子故にかへつて一命を果しけんと思ひし故、夜々相待て親方へも深く隠しけると語りし。才発なる女子也と、浜町辺万年何某のかたりぬ。

賤妓の家福を得し事

是は近き頃の事也。下谷広小路辺に茶屋を出し情を商ふ彼のけころ屋へ、加賀の足軽体の男来りて、けころを買上て遊び帰りけるか、鼻帟さしを落し置ぬ。追欠てみしに最早影見えねは、又こそ来り給ふらんとて、中を改め見れば何もなく、谷中感応寺の富礼一枚有りければ親方へ預け置けるか、其後右足軽来らず、尋へきにも名を知らねば詮方もなく、右富礼は捨置んも如何也、富定日には感応寺へ至り見んとて、其日彼富礼を

持て谷中へ至りけるに、不思(十三ウ)議にも右札一富に当りて金子百兩程請取ぬ。さるにても右足輕を尋見んと、加賀の屋舖、分家の出雲守備後守屋敷杯をもよりく聞侍れど、素雲を摺むの事なれば可知様もなし。誠に感應寺の仏の加護ならんと、右門前へ彼金子を元手として酒廊を出し、未だ妻や無かりけん、右のけころを妻として今は相応にくらしけると、感應寺の院代を勤める谷中大念寺といへる僧のかたりぬ。

怪我をせぬ呪礼の事

天明二寅年の春、御小性を勤仕の新見愛之助といへる、登城の折から九段坂の上にて乗馬物に驚きけるや、数十丈深き御堀内へ馬と一所に転ひ落けるか怪我もせず、着服等改め直登城有りし也。其後右の咄し出て、何ぞ格別の守護等もありしや、数十丈の所転ひ落んに、いかしして少しは怪我も可有に、不思議の事也と言しに、外に守りやうのものも無かりしか、一年不思議の事ありしとて、知行の者差越たる守護札有しとて、書付て愛之助々右尋し者へ為見けるよし。右は同人知行のもの、或日野に出て雉子を射けるに、其矢雉子に当りしとおもへ共、雉子は(十四オ)恙もなく敢て立んともせさりし。弓術上手といわる者争ひ射たりしか、外の雉子は弦に應じて斃るゝといへ共右雉子に矢当らず。いつれもおとろきて逐廻し捕へけるに、羽かへに左の文字認め有りし由。

掉拾掉拐

右の文字を書たる札百姓の与へけるを、其儘に懐中せしと物語のよし。

何の訳に候や、文字も作り文字と相見分りかたけれと、其頃貴賤となく、小兒などにも懐中させしなり。

きしひこそまつかみきわにことのねのところにわきみかつまそこひしき

右呪の文字に附添居候歌の由、予か承り及候に付書添置ぬ。

文政五年九月十七日

三淵正繁

非人に賢者ある事

天明二年の事成りしと人の語りけるは、あらめ橋のたもとに出居たる雪踏直し有り。往來の侍雪踏を踏きり、懐中貯ひ銭の心付なく、右雪踏を直させける上にて懐中を見けるに一銭も無之、(十四ウ)家来は外へ使遣しける故甚当惑いたし、其訳を雪踏直の非人に断て、明日にも可差越段申ければ、右非人以外憤りて彼是申、後には悪口なといたしけれ共、彼待無念をこらへ色く申なためけるを、側居たりし同職の非人中へ入て右侍へ対し、同職の非人甚の不屈なり、誠に御難義可申様も無之、彼へは如何様も私申有め可相濟、人立も如何に候間早御帰り可然段申ければ、彼待過分に思ひて、其方の住所小屋はいつれにて名前は何と申哉と尋けれ共、御謝礼等可申請存寄なし、少も早く御帰り可然とて、達而すめける故、右侍も其意に任せ帰けるとや。其側町人立居たりしか、始終の様子を見請、其方の小屋はいつ方やと尋ければ、鎌倉河岸のよし申ければ、左あらは我等帰道也、ちと頼度用事ある間、一

所^ニ可^レ帰^ルとて同道して、途中にて申けるは、其方は生れなからの非人とも見えすとありければ、成程生れなからの非人にも侍らす、若気の心得違よりかゝる非人とは成りしと答ふ。左あらは我等事汝か今日の取計感するに余りあり、用^ニ可^レ立^ル者成間、引出し可^レ召^ス抱とありければ、近頃思召忝^レけれ共望なし、都て橋詰^ニ出、(十五才)雪踏直し等致候非人は、御武家方其外急成差支之節は、随分代^ニ銭に不^レ抱^ス働^キ可^レ申^ス事、非人の役に珍らしからず、右悪口いたし候非人は何も不存もの故也、且亦武家方の難義を見請候故、非人の我等ながら無^レ抛^中立^立入^入事^を納^メたる也、しかし御侍の身分にては左こそ無念^ニ思^召なん、御身始終の様子見給は、何として中へ立入御侍の難儀を救ひ取計給はさる、かゝる御心得の人に引出され隨身せんも、弥望む所に非すと答へければ、彼町人も赤面しぬとなり。非人ながら怖しきもの也と、人の語りはへる。

浪華任俠の事

大阪は俗に云ふ昔より男立といふ者流行てけるに、近き頃の事也、朝比奈の何某といふ者あり。彼者の方にて若き者など集め振舞などせるに、同人拾才の時武家より請取し誤証文を懸物にせし由。不屈成事ながら其由来を尋るに、右朝比奈拾才の時、立衆の仲間と一同堤に涼み居たりしか、年頃三拾四五共見えし侍、いかにも遅しく丈夫成、大小貫ぬきにさして右堤を通過けるに、右涼^居(十五才)たりし者共、連れの男振哉、中々あのかくらひの人と出入しては勝にくからんと言ければ、彼朝比奈

聞て、我等あの侍に誤らせ見せんといふ。入らざる事と云ひけるか、いつの間にか其場所を抜て彼侍に組付けければ、小児の事故払ひ退て通りしに、また立寄ては組付、幾辺となくなしければ、右侍、面倒なる悴哉と捕て投て行過ければ、投られ踏れては最早勘忍難成、いさ殺し給へとて何分不放。侍も持あつかい、小児を殺さんもおとなけなしと言葉を和らけ、汝憤る事あらは了簡可致と申ければ、さわらは書^ニ付^テ給^ハれ^レ迎^テ頻りに望し故、いなみけれ共、何分書付給はされば殺し給へと言ひける故、無^レ抛^書付^を遣^シけるを、掛物として生涯任俠の棟梁をなしけるとなり。

品川にてかたりせし出家の事

いつの頃にや有けん。品川宿旅籠屋にて食盛女杯買ひあけて、専ら日を重ねなとして遊ひける出家あり。其人体も鄙しからず。或日彼旅籠屋の亭主を呼て、内々にて咄し度事あり、今日我等当所へ参る道すから、不思議に金子百両余拾ひ得たり、しかる所(十六才)通途の金子にも非ず、封^シ金^ニ而封の上に何村の御年貢金とあり、当むらと同支配村と見えたり、若心当りやなきと、御年貢金の事なれば我等ひろいて其儘にも成難しと言ければ、亭主も驚きけるか、我等は承及たる事も侍らす、得与糺し候而と言ふて、彼の亭主所の者の内心安き者と談しけるか、いつれ落し人を拵へ相応の礼金を出家へ遣し、残りを配分せはよからんと、悪心起りて得与^シ合、如何^ニも在の百姓体の男をこしらへ、両三日過て、此間金子落しける者を内々にて捜し侍れば、かくくの者^ニ有^之、よき

御方の御手に入て多くの人の難儀も助り難有と殊之外歎ひ礼杯申ければ、

出家も歎たる体にて、夫は嬉しき事也、然らば渡し申さんとて、其様子

承り財布共に亭主へ渡しければ、亭主改めて彼百姓体の者へ渡しける。

其時出家申けるは、我等拾ひ候事とはいふながら、大金を事なくかへし

侍れは少々も礼も可致事と申ければ、亭主も右百姓も、御礼はいか程も

可申儀、早速ながら御菓子代として金三十両可差出旨申ければ、三十両

ならば承知せりと答ふ。彼百姓、然らば右金子差上(十六ウ)申さんと、

彼金子の封を切にかゝりければ、彼出家大ニ憤り、右金子財布共に取戻

し、亭主并百姓共をはたと白眼、不屈成_レ等かかたり事哉、全く汝等か

落せし金子にはあらず、其証拠は封印ありて村名役印等もある此封金故、

我等も其ぬしを穿鑿しぬるに、其身老人にて右封を切り、我等へ金子三

拾両右の内より差越なは、外百姓共何といふへき、其時如何様三十両の

申訳あらんや、全自分拾ひし金子を可奪取為めの指事ならん、よし／＼

御代官所へ訴へぬれば我等か拾ひし筋も立、何歎皆／＼の世話を頼まん、

早く／＼帰り候へとて、夫々酒など吞て一向取合申さねば、亭主其外一同

の者大ニこまり、相応の人を入れて色／＼詫言いたし、八重九重に証文を

入て金三十拾両出家へ別段_ニ渡し、右封金受取相済。然るに跡にて右封金

を披き見れば、一向の子供遊ひ土瓦なれば大ニ憤り、憎き出家の所行と

思へ共、八重九重の証文にて封の内は知らぬ姿の出家の取計、申出せば

亭主并一列の者の偽も頭はる／＼故、かたりの古頂とはまのあたり見へな

から咎むる事もならず。彼出家は其後も聊憚る気色なく、(十七オ)右

旅籠屋へ遊びに来たりしとかや。恐ろしき者もありと人の語りぬ。

又

是も同じ咄しなるか、浜町河岸に大黒屋といへるうなきの名物あり。廊

には不断酒食の輩絶へす入込けるに、或時道心者様の者来りて酒うなき

なとくらひ、誠のなまぐさ坊主也と其身の口よりも申出けるが、四五度

も来りて後は廊の者も心安く成てけるか、或日亭主に逢て、我等此程来

りし時、此門口_ニ而かやうの品拾ひたりとて、封し金五拾両包を出し、

肴を喰ひ候出家ながら、此金落し候人は左こそ難儀もなしなん、我是に

忍ひす、またかゝる貧僧の五拾両持たらんには我身の為にも悪かるへし、

何卒主知れば返し申さんと言けるを、若い手代聞て、連れよき手段あり

と、心中_ニ悪心を生し、町内の悪者をかたらひ亭主共示し合、落し人を

拵て右出家の来りし時かく／＼の訳を語りければ、然らば右五拾両は包

のま、御渡可申、しかし礼金は何程差越やと尋ければ、彼是わたり付て

金五両出家へ渡しければ、尚亦酒うなき杯打くらひ、右五拾両は包の

ま、手代へ渡し、日も暮ん、左(十七ウ)らは帰るへしとて、小歌唄ひ

て右出家は帰りぬ。仕済したりと申合せ候もの共、片蔭に集りて封を解

しに、一向の為似金なればいつれも憤り、憎きかたりめと大勢にて追欠

しに、日本橋辺にて召捕、かたり坊主とて、若き者など頭を擲き脊を敲

きなどしければ、右出家、何故にかくいたし候哉と申ければ、何故とは

大胆也と、引摺て彼うなき屋の門へ召連れりけるに、彼出家ひらき直り

て、我等は何をか隠すへき、かたり事などを渡世に為す悪者也、箇様に

打擲に逢ては不相済、御仕置を願ふへし、是より直に奉行所へ駈込へし、

しかし此町内にておとしもせざる金子を落し候迎、其人を拵へ人の金子を奪取る巧の者あり、是も我等に同じき罪人なれば、当町内の者を伴ひ死出三途を渡らんと言ひける故、始而いつれも心付、事露頭に及びては町内も立難くと、いつれも相談して、却而右出家へいろく^〱佞言しけれ共、何分合点せざる故、また療治代とて五両金子を遣し、都合拾両かたり取られしとや。

衷心可感事

(十八オ)

本目隼人といへる佐渡奉行は、佐州に於て病死せし故、右の墳墓も佐州相川の寺院に有りぬ。渡海百里の隔あれば、家督の者よりも其墳墓へ音信もおもはしからざる由。然るに石野平蔵佐渡奉行と成て二在勤の頃にもありしや、隼人三回忌の年の由、平蔵雇ひ足輕を致しけるもの、彼墳墓寺へ来りて麻上下なと着替へ、金子百疋寺納して隼人霊牌へ参詣しける故、住僧此方へと請して、掛合なと振舞ひ様子を承りぬれば、彼もの答て申けるは、我等は隼人幼年より一所に生立て、隼人在世の内は厚く召仕ひけるか、二代目に成ては小身にもあれば今は外に罷在、隼人大病のよし承りて、何卒罷越さんと千度百度願ひぬれとも許容無ければ詮方なく、没後何卒仏参せんと隼人家督へ願ひぬれと、不如意の事故許容なし、余りの事絶兼し故、佐渡奉行の往来日雇入口へ頼み、此度足輕に成て来り本懐を達しはへる也、如何程にも寺納もいたしたけれど、隼人跡式ニ而は我おもふ程の心へに非ず、我等子供兩人当時外屋敷に勤めて、彼

家などの賜もの杯にて聊の香奠をも納めぬるよし語りしに、(十八ウ)住侶も泪を流し厚く挨拶に及びしと。右住侶組頭岸本弥三郎方江来て語りぬと、予佐渡奉行勤めし頃岸本物語なり。奇特の深切もあるものなり。

兵庫屋弥兵衛、松屋四郎兵衛成立の事

兵庫屋弥兵衛、松屋四郎兵衛とて当時浅草花川戸にて相應に米商売いたし、伊勢町、小網丁にも屋敷を持って有徳の町人あり。右の者の成立を聞けるが、裏々にて其日過の者は一升二升調ひ候事も成らざる者あり。五合三合の米を米屋へ調ひ^ニ行兼るにより、壹合貳合つゝせり売せしは右兩人が初しとや。右兩人後^ニは有徳の米屋と成ぬれ共、今以せり売の者を右両家がは出しける。其訳は米商ひの義は、相場を重もにいたし候者なれば、日々裏々へ廻りて下賤の祖母婦女の申事を耳に止め、或ひは上りを得んとおもふ時は、米を買入なとする事米商ひの專一也。右手段には裏々^〱の商ひ程よきはなしと或人の語り侍へる。

(十九オ)

戲芸悔るへからざる事

宝曆の頃まで存命なりし歌舞妓役者、市川^{伯雄}海老蔵、沢村^柳長十郎、市村^{河江}羽左衛門は、右類の上手名人といふ^〱し者也。或る時去^ル屋舗にて右の者共を呼て、河東山彦などの謡曲を望みて後、何そ三人の者にも其

業なす事も出来やとありけるに、色く咄しはなしけれ共芸を施す事は無かりしか、海老蔵、長十郎申けるは、羽左衛門家に四ツ竹、八ツ拍子といへる事あり、御好あれかしと申ける故、強而好しかは右芸を施しけるか、三味線三挺ニ而、羽左衛門は麻上下を着し扇を式本乞ふて立上り、右芸をなしけるに殊之外面白き事のよし。勿論けやけき事にてはなく、仕舞を舞ひ候やう成趣ニ而其拍子えもいわれさる事也。まのあたりみしと松本_二豆州語ぬ。

人の不忠義を語るも不可信事

小湊_{（マコト）}誕生寺は日蓮出生の旧跡ニ而大地なり。其最寄に日蓮矢疵養生の窟あり。今は日蓮の像を安置して庵室あり。誕生寺は海辺也。夫より海辺に付少し山へ登りたる所也。予川々御普請の御用（十九ウ）に付誕生寺へも詣ふて、右の岩窟へも土老の案内に任せ村移りの序立寄りしに、右岩窟の内其辺には白く塩の付て居しを、処の者并召連しもの杯申けるは、此塩は山上ニ而此通生し候事、偏に宗祖の悲願なれ、諸国より来る道者、旅人等、此塩を貯へ眼を洗ひ或ひは□などを治す、至而妙也と語ぬ。実にも山上窟の内に塩の生しぬる事も不思議と、召連し宗旨の者杯帯に包信心渴仰して懐中しける。夫より段々山を越村移し侍へるに、海上遠からぬ所の岩或ひは石、古木には、風の吹荒候節_{（マコト）}至然と潮氣を運び候故や、右日蓮の窟の通塩つきてあり。道端の石地蔵または踏石にもあるなれば、是も高祖上人の悲願なるやと笑ひけるか、聊の事も神仏にたくし

ぬれば自然に靈驗もある也。おかしき事也。

浅草観音にて鶏を盗みし者の事

浅草観音堂前には、所々納鶏、鳩など夥敷、参詣の貴賤米、大豆等を調ひ蒔て右鶏に与へ候事也。天明五年師走の事成しに、大部屋中間の類ひなりしや、脇差をさし看板ひとつ着したる（二十オ）者、右鶏を二ツ捕へ殺して持帰らんとせしを、境内の楊枝見世其外の若き者共大勢集りて、憎き者の仕業也とて、衣類、下帯迄を剥取棒しはりと云ふものにして、右衣類を脊に結付脇差も同様にして、殺せし鶏を棒の左右に付て大勢集りて囃し立花川戸の方迄送りし由。末は如何成りしやと、予か許へ来る人のきのふ見しとて語りぬ。仏場の事なれば結縁法施等はなさず共、納鶏を殺しなとせし志、極重悪心ともいふへけれ。万人に恥辱をさらしけるは則仏爵ともいふへけれ。然し右境内の者共、かゝる狼籍_{（マコト）}の自刑を行ふ事いかなる心そや。若右のもの舌を喰ひ身を水中ニ沈めなば、公の御吟味にも成りたらんには、斯計ひし者も罪なしとは言はれし。却而仏慮にも叶ふましき不慈の取計ひと爰にしるしぬ。

百姓其心得尤なる事

浅間山焼にて、上州武州数百かむら砂降泥押し之難義大方成らす。右御普請の奉行として予廻村せし折柄、厩橋領大久保村の者共は、三分川七

分川といへる利根川押埋り候所の堀川、并に天狗岩塚の(二十ウ)用水路埋り候所を堀候ため人足など出しけるか、右両所共大濠故、近郷數百か村の老少男女數万人出て其業をなしけるに、年の頃十ッ斗りの小兒にざるを為持土を為運、乳母やうの者小僧など召連れたれば、如何なる者と尋しに、大久保村の内富民の子供の由也。依之右場所の掛り橋爪某、子供故に望て出しやと尋ければ、彼土老答て、小兒故望も致し候得共、彼か親は嚴敷おのこにて、此度淺間焼にて國民困窮し、其家督たる田畑を失ひ、或は養ひの基ひたる用水路を潰し、誠に天災の遁かれざる時節に、公より國民御患にて莫太の御普請被仰付、諸役人も寒凍を浸して日く出役なるに、兎もかふも致し暮せは迎安居せんは勿体なし。小兒などはかゝる時節もありし、かゝる おふやけの御患、もありしと覚へ候得は、末くに至るまで難有と申処も弁へ候もの也とて、此頃日く右倅を出し候と語りしなり。

孝子其しるしを顯す事

享保の頃、廻船の荷物を内くにて売渡し、其外罪ありて大坂町奉行(二十一オ)にて吟味の上、其科極りさらしの上死刑にも申付候積の治定成りしに、右の者子供三人あり、惣領は娘にて十三四、夫々九ツ七ツ斗りの小兒とも、日々牢屋門前に至て親助命の事歎き悲しを叱り追退け杯すれ共曾而不聞入、命を不惜昼夜寢食を忘れて歎きければ、其訳奉行へ申立、江戸表へ伺に遣由にて御仕置を延し、御城代より伺の上死刑を

御免し追放被仰付候。誠に孝心の天に通るといへるも偽ならぬ事なり。右は予評定所留役を勤ける頃、右の者御救願の事に付書留取調て、余り哀成事なれば此所に書とめぬ。

又

是も予留役の節まのあたり見聞せる也。安藤霜台掛りにて三笠附其外悪党をなしたる者として、遺恨二而もありしや、名は忘ぬ、雛子か谷在しやぐし村の者を箱訴の事あり。名さしたる箱訴ゆへ呼出しけるに、年頃七拾斗りの病身にみへし老人也。中く三笠附などは勿論悪党など可致者ならねと、定法故難捨置、入牢の事霜台申渡けるに、右老人の倅三人跡に付添出けるか、惣領は廿才(二十一ウ)余の者成りしか進み出て、親儀は御覽の通年も寄、殊之病氣にて罷在候得は、入牢なと被仰付なは天年をも損し可申、併御定法の御事と候得は、私を入牢奉願候、親儀は御免相願旨申けるに、其弟拾三四才にも可成が進み出て、兄は当時家業専らにて、老親いとけなき者を養育仕候事故、我身入牢願よし相歎ければ、末子は漸く九ツ十ヲ斗なるが、何の言葉もなく、私入牢を相願ひ候迎、兄弟互ひに泣争ひけるにそ、霜台も落涙にて暫く有無の事もなく、其席に居し留役亦是霜台の家来迄しはし袖を絞りしが、其夜入牢申付て、翌日跡方もなきに決して老人も出牢あり、無程無事に落着しぬ。誠に孝心の至る所、忍ふに漏る涙は実に天道も感し給ふへきとおもはる。

蒲原村異変之節奇特之取計致候者の事

上州吾妻郡蒲原村は浅間北裏の村方にて、山焼の節泥火石を押し候折柄も、譬へは銃炮の筒先といへる所故、人別三百人ほどの場所、纔に男女子供を入九拾三人残りて、跡は不残泥火石に押埋(二十二才)められ流失せし也。依之誠に其残れる者も十方に暮居たりしに、同郡大笹村長左衛門、干俣村小兵衛、大戸村安左衛門と云者奇特成者共にて、早速銘々引取はこくみ、其上少し鎮りて右大変の跡へ小屋掛けを二棟しつらへ、麦粟稗等を少しつゝ送て助命為致ける内、公儀よりも御代官へ御沙汰ありて夫食等の御手当ありける也。右小屋をしつらいし初め三人之者共工夫にて、百姓は家筋素性を甚た吟味いたし、たとへ當時は富貴而も元重立候者無之候而は坐舖も不上、格式挨拶等格別にいたし候事なれと、かゝる大變に逢ては生残りし九十三人は誠に骨肉の一族とおもふへしとて、右小屋にて親族の約諾をなしける。追而御普請も出来よりに尚亦三人の者より酒肴杯送り、九十三人之内夫を失ひし女は女房を流されし男を取り合、子を失ひし老人は親の無き者を養はせ、不残一類に取合せける。誠に變に逢ひての取計ひは面白き事也。右三人共鎌原に限らず外村々をも救ひ合、奇特の取計ひ故、予松本豆州申合申上ければ、白銀を被下、三人共其身一代帯刀、名字は子孫迄名乗候様被仰付けらる。(二十一ウ)善事は其徳の盛なる事仮令に物なし。右三人の内、干俣村の小兵衛といへるはさまで身厚厚き者にもなく、商ひをいたし候者の由。浅間山焼にて近郷の百姓難儀の事を聞て、小兵衛申けるは、我等

の村方は同郡の内なから隔り居候故、此度の愁をまぬかれぬ。しかし右難儀の内へ加り候と思は、我身上を捨て難儀の者を救ひ可然とて、家財をおおします急変を救ひけると也。此故に其年は米穀百文四合五合といへる前代未聞の事成りしか、小兵衛か名印たにあれば、米金のさし引近郷近辺いなむ者更になく、差引いたしけると也。呼出して申渡候節、右の者やうすも見たりしか、はたらき有へき發明者共不見、誠に実体なる老人に見え侍りき。

小堀家稲荷之事

京都に住宅せる上方御郡代小堀數馬祖父の時とかや。或日玄関へ三千石已上共いふへき供廻りて来る者あり。取次敷台へ下りければ、久々御世話に罷成數年之懇意厚情預り候處、此度結構に出世して他国へ罷越候、依之御暇乞に参りたり迎申置歸りぬ。取次の者も(二十三才)不思議に思ひけるは、洛中は勿論兼而數馬方へ立入人にかゝる人不覚、怪しきとおもひながら、其訳を數馬へ申聞ければ、數馬も色々考けれど、公家武家其外家司宮仕の者もかゝる名前の者承り及はずと、不審して打過けるが、或夜の夢に、屋舖の鎮守の白狐也、年久しく屋敷内に居たりしか、此度藤の森の指図にて他国へ昇進せし故、疑はしくも思はんか此程暇乞に來たれり、猶疑敷おもは、明朝坐舖の椽を清め置へし、來りまみへんと也。余りの事の不思議なれば、翌朝坐舖の椽を塩水など打て清め、數馬も右座舖に居たりければ、一ツの白狐來りて椽の上に暫くう

つくまり居しか。無程立去けるにそ、さらは稲荷に住つる白狐の立身しけるよとて、神酒赤飯などして祝しけるとや。

鄙姥冥途へ至り立返し事

番町小林氏の方に年久敷召遣ひし老女有けるが、以の外煩ひて急に差重り相果けるが、叫いけなとしてほとりの者立騒ぎける内に蘇生しけるが、無程快氣して語けるは、我等事誠に夢の(二十三ウ)如く。旅にても致し候心得にて広き野へ出けるが、何つ地へ可行哉も不知、人家あるかたへ至らんと思へとも方角しれざるに、老人出家の通りける故呼掛ぬれと答へす、いつれ右出家の跡に付たらんに悪敷事もあらしと、頻りに跡を追ひ行しに、右出家の足早くして中々追付事叶はず、其内に跡より声を掛候ものありと見て蘇りぬと咄しける由。小林の親友牛奥子かたりぬ。

人命を救ひし物語の事

予留役動たりし時同役なしつる石黒平次太は、尾州の産にて親は尾州の御家中なりし。彼親小右衛門とやらいひし由。壮年の頃任俠をもなして豪傑にてありしか、狷漁を好て勤の間は常に魚獵などを慰みけるか、或日川漁に出て夜更に川辺に出しに、年若き男女死を約せしと見えて、今はこうと思はれければ、早速立寄りて引留、何故に死せるやと尋けれ

は、兎角死なねはならぬ訳あり、見ゆるし給へとかこちけれ共、何分我等見付ては殺し候事成難しと、品々教諭して、ひそかに我宿へ(二十四オ)召連れ委敷承りければ、右男女共名護屋の町人の子供なるか、隣つからにてひそかに階老(ママ)のかたらひをなしけるが、娘の親成る者は近年仕出し候俄分限故、色々媒して願ひけれ共親々得心なく、娘の親も容義の艶なるにほこりて、令偶を求めて是また心無かりければ、斯死を申合せぬと語りぬ。夫より彼石黒聞て、何敷我に任せよ、始終よきに計らはんと、彼町人の許へ至り、何敷もの騒かしく忌はしき体也、いかせしと尋しに、老人の悴ふと罷出行衛不相知、隣家なる娘も是又行衛しれされは、申合欠落にてもいたしたるならん、若申合相果も致候哉と、両親の歎き大方ならず。江戸上方江も追々追手を差出し、国中をもかたの如く捜し侍ると申ければ、夫は氣の毒なる事也、命たにあらば随分穿鑿の仕方あらん、隣の両親をも呼て来たれ、我相談いたし遣わさんと言けるにそ、露をも頼むの折から故、早速隣家へも申遣ければ、彼夫婦も取敢す来りける故、ちと我等捜しかたの工夫あり、しかし何故年頃似合の兩人、夫婦には致さゝるそと尋ければ、さしたる事も(二十四ウ)なけれど、かく有へし共思はず、等閑に打過ぬる由答ければ、内証には訳も有へけれど、此子供兩人は死せしと思ひ、我に給りなは手段付可申といふに、如何にも差上可申と、両家の夫婦共歎きければ、さらは語り聞せん、かく々の訳を見請候故、品々異見して我方へ召連帰たり、我等に給はる上は我かたにて夫婦の盃、婚姻の礼をなして、爰許へ送り返すへしと申ければ、両夫婦は誠に我子の活かへりし心地して怡ひ、早

速婚姻を整ひ目出度采えけるか、親共存命の内は不及申、右夫婦両家の者は、石黒かたへは親同前に立入、今以通路しぬると語りぬ。

人の血油薬となる事

ひ、臍の煩ひ其外切疵などに、穢太の元より出る油薬妙なるよし。右穢太膏薬は専ら人油を用るといふ物語の序、是も石黒語りけるが、同人一族の由、尾州にての事なりしか、至而強勇の兄弟あり。或夜盜賊大勢押入て家財を運ぶ様子を聞付て、兄弟枕にありし刀を引さけ立出けるに、盜賊共庭へ逃出しを追かけ、矢にはに兩人(二十五才)切倒しけるか、弟成者袈裟に切倒したる胴の中へ、其兄足をふみ込しとや。跡にて兄語りけるは、右胴^江踏込候節は、誠に熱湯へ足を入れし如く、扱^江人の血肉は熱するもの也と語りしか、右兄從來垢きれにて難儀せしに、其年より右踏込し方の足は垢切たへて無かりしと也。

仁慈轍くなせし事

御靈屋^江予拜礼せし序、東叡山の執事たる仏頂院の許^江立寄けるに、酒など出し暫く物語せしに、咄しの序に、過し天明卯の年諸国農作不熟して、米穀の価ひ百文^ニ五合四合を商ひし頃、万民難儀なしけるか、浅間の焼砂降し村、公儀より御救ひの御普請も被 仰付、其外百性及ひ御府内の賤民^江も御救ひを給はり、家^江戸^江も志あるものは夫々

の施をなしぬ。仏頂院などは釈門の事なれば、朝夕此事を召仕ふ者にも申付て心掛けしが、はかりあるを以はかりなきに施す事可行やうもなかりしか、仏頂院へ隨身せし小僧ありしか、日^江仏前へ備へ、或は法施の米(二十五ウ)食杯、常は庭上に其所を極め鳥などに与へけるを、取集め置て飢にしつむ者へ給はるやう可致と申ける故、尤の事也とて、其意に任せぬれば、辰の春に至而は余程の干飯にいたしぬ。よくこそいたしぬるとて、辰四月日光^江 御門主の御供してまかりし頃、旅中飢餓^マの者へ散在して施し与へしに、御神領などよりは、厚く礼に参りしもありしと語りぬ。其小僧はたのもしき出家也、今は如何せしと尋ねければ、此節は上方へ学問に遣はしけると也。

神道不思議の事

凡世の中に巫女、神人ほと神変不思議をかたり奇怪^マの事をなすなとあり。予其怪妄を賤しき兒女の戯れと思ふ事のみ成りし。安永の酉年^ノ同亥年まで、日光 御宮御靈屋本坊向并諸堂社御普請御用^ニて日光山に在勤せし。日光山 御宮の御威光奇特^マは申も恐れなれと、正外迂宮の夜は今迄打疊し空も晴渡り、吹風枝を鳴らさぬ有様、申もおろかなから、是は誠に宇宙を平均なし給ひ、御武徳千歳の今も津^江(二十六才)浦^江まで其沢を蒙らざるものもなく、万人渴仰の 御神徳なれば申も愚かならん。其外日光は深山幽谷多く、魔魍の住所とて是まで色^江の奇怪を申習はしぬれと、予三年の在勤の内聊か怪敷事も聞ず。或日新宮の御湯立

とて、本坊御留守居の寺院の案内にて、右拝殿の棧敷へ至り、松下隠州、丸毛一学、依田五郎左衛門など、一同見物なしけるに、湯立の釜三つ昇を並へ熱湯玉をほとはしる。神人白き単物を着し風折烏帽子にて白きさしぬきをして、神楽に合せ舞曲を尽す。右舞曲神楽のさまいかにも古雅にして、今江戸表杯にて舞囃すの類ひに非ず。さて熱湯に向ひ何歎祈念して幣帛をとりて、右柄を以て湯の中へ書き湯中を廻しぬるに、湯気ほとはしり煮立烟りすさまじかりしに忽ちに鎮りぬ。さて笹の葉をとりて己か身へ浴ひけるに、湯衣、さし貫もひた濡れに成ぬれと、聊熱きとおもふ気色もなし。傍に見物せし者へ右湯のかゝりけるに、誠に絶へへくもあらぬよし。神国のしるし、神道のいちしるき事を始而覚へぬる故、爰に(二十六ウ)しるしぬ。

妖術勇氣に不勝事

上州高崎の人、当時武陽に在てかたりけるは、或時怪僧一人高崎城下町に來りて、色々奇妙の事なといたし呪をなしける故、町家の者杯も信仰なしけるが、家中の者共も折節右の出家を呼て尊崇する者あり。雨中の徒然なるまゝに、若侍四五輩集りて錢又は鍔炮の玉などを握り居候を、右出家さし向ひて是を取るに、其防成かたし。彼出家申けるは、我等右手の中の品を取り候間、右の手に小刀を以我取り候処を手を突可被申とて、幾度か其業なしけるに、出家の手を突事はならずして、兎角握りし物を取られぬ。然るに同家中にて年はるなるもの其席へ來て、手の内

のものを人に被取といふ不埒の事やある、我等か握りし物を取可被申とて、左の手にて握り、右の手に小刀を持って差出けるに、彼僧、さらは取候とて立向ひしか、何分御身の掌中の品は取事なり難しと答ふ。左もあるへし、武士の掌中の物を人に被取なといふては濟ぬ事也、かゝる戯れは(二十七オ)せざるもの也とて、其坐を立て帰りぬ。跡にて右若き者共、何故にあの者の掌中の品は被取さるやと尋ければ、出家答ていふ。各は我等か取らんとする手を小刀にて突んとし給ふ故被取候事なれ、彼人は其身の握りし拳共に突んとし給ふ故、とらるへきやうなしといて、高崎を立去ぬと人の語ぬ。

臨死不死運の事

誹誼(マコ)の宗匠をして宝曆の頃までありし雲桂といへるもの、俗性を尋るに、武家の次男にて放蕩の質にて、新吉原へ通ひ、深く申かはせし妓女のありしか、揚代につかえ誠に二度曲輪へも立越難き程の事なりし故、右遊女江も其訳かたり、遊女も年月の馴染、今更別れんも便なしと歎きけるか、兎角相対死をなさんと覚悟を極め、右女をさし殺我も死なんとせしに、人音に驚て暫く猶予の内、表の入口の潜り戸を明け候音しければ、此所ニ而死なずとも、一と先爰を立出、宿にて死せは外聞も悪しからずと、支度して表へ立出、難なく大門を出て、堀より船に乗向國まで(二十七ウ)來りしか、さるにても数年かたらひし女を殺し、少も跡に残らんは如何と、船端に立上り入水せんとせしを、船頭見付て大きに驚き、

其儘船のもやいにて船ばりに結付、柳橋より小石川市兵衛岸岐といへる

河岸まで飛か如くに漕付て、我等か船にて入水ありては我身の難義也、

此所より上りて其後は死ぬ共活るとも勝手になし給へと言捨て、船を漕
戻しぬ。雲桂も詮方なく宿へ返り、死せんとせしを一族など取鎖、暫く
は乱心なりとて、人も附居たりしかは、いかんともせんやうなく、日数
かさなれば其身も死ぬ氣も失て、果は俳諧の宗匠をして渡世を送りける
と也。

賤者又氣性ある事

宝曆の頃までありし戲場役者坂東新水彦三郎といふしは、名人と人の評
判せし者也。日蓮宗にて至而信心の者なりしか、或時外より日蓮正筆の
曼陀羅のよしにて大金にかへ調へしか、兼而皈依しぬる僧に見せて目利
を頼ければ、彼僧得と見て、高金を出し給へとは正筆に無之、あから
さまなる似せ筆也、扱く費なる事し給ひぬ、(二十八才) しかし調候
価にはならず共、我等払ひ遣すへしと有ければ、彦三郎有無の答へに及
はず、傍なる火鉢へ打入煙りとなしぬ。彼僧驚きて尋ければ、いやとよ
正真とおもひて調へしに、似せ物なれば貯て益なし、此末貯へ置は、今
御身の仰の通、価をへらしなは調へる人も有なん、左ありては我賈物に
欺れ、亦人をも欺んやと答へける。賤しき河原者ながら、上手名人と人
の云ふも理りなりと、或人語ぬ。

芸道手段の事

古人の語りけるは、享保の初に山中平九郎といへる戲場役者ありしか、
公家悪の上手にて、山中隈取とて怨霊事其外の面の隈取方あり。宝曆の
頃迄坐元せし市村羽左衛門か顔の塗は、則ち平九郎か伝ニ而有りし由。
山中か公家悪の粧ひ威あつてたけく、見物の小兒など泣出し候程の事成
りし由。古市川柏庭、末年若の顔見世に、山中は坊門の宰相の役、柏庭
は篠塚の役にて、大福帳とやらんを引合ふ狂言ありしか、柏庭はしか、
りニ出て、舞台の平九郎(二十八ウ)と立合大福帳を引合に、見物のも
の平九郎のみを見て其上手を称歎し、柏庭をよきといふ者なく、我心に
も平九郎にのまれ候やうに覚へければ、色く工夫して着する大紋をい
かにも大きく拵へ、橋かりり出るやいなや、早足ニ出て右大紋の袖を
平九郎か面へ打かふせ、袖にて平九郎をかくし例之通白眼ければ、見物
の貴賤とつと柏庭を称美しけると也。

又

是も右柏庭の弟子に市川門之助とやらいへる女形ありしか、柏庭十郎役
にて門之助大磯の虎の役なしけるか、何歎狂言の仕組にて、嫉妬にて十
郎祐成をうらみ胸くらをとつて愁嘆の所ありしか、狂言済みて柏庭門之
助に申けるは、嫉妬のやつしあの通ニ而は情のうつるものにてはなしと
いふ。門之助も色く工夫して日々其事をなしぬれと、幾重ニも柏庭よ

しと云わす。余りの事に沢村訥子長十郎といへる、右柏蕙同様其頃上手といわれし役者へ尋ければ、夫れは其筈也、嫉妬の時胸倉をとり膝に喰ひ付なとする真似をなすならん、翌日の狂言には(二十九才)膝へ誠に喰ひ付、胸くらをも其本心にてとり見へきと教ければ、忝由を伸て翌日其通なしけるに、果して見物も声をかけ、殊之外様子よかりしか、楽屋へ入て柏蕙門之助に向ひ、今日のは殊之外よろしかりし、しかし其方か工夫にては出来まし、誰ぞ教たるやと尋ける故、始はいなみしか、後は有のまゝに語りければ、訥子ならては其伝授の仕様はなるましと言しと也。

異変に臨み熟計の事

名は障りあれはもらしぬ。近き頃の事とや、さる小身の御旗本の母は家女にて、別に隠居家もなく居間続きの部屋に住みせしか、ひそかに密通の男ありて右部屋に通ひけるを、其子は知らざりしに、或夜母の居間に物音高く何歎争ふ声聞へければ、全く盜賊と思ひ刀を追取て立迎ひしに、逃出るもの有りし故切倒し、同じく駆出る者をも及切害けるか、火を燈し見れば、最初に切害したるは実母なる故大に驚き、同じく切倒しける者を見れば見覚えさる男也。実母を害し助るへきやうあらざれば、自滅せんと、刀を取直し(二十九ウ)けるか、此趣を我のみ知りては弥悪名を重ねなん、幸ひ隣に相番の者ありし故呼寄て、此様子を頭支配へ届給はれ、我は自害いたし候と申ければ、彼相番聞て、自害は遅き事

有へからず、我等帰り来る迄いくへにも待給へと制し、取敢ず組頭の方へ至り、始々の次第を用人を以申入れれば、右組頭さる者にや有りけん、猶亦用人を以申出けるは、誰殿方へ盜賊忍入母を切害せし故、誰殿事右盜賊を打留給ひしと申口上と相聞えぬ、家来の承り方不分り故、押付可掛御目、今日不快^ニ而只今療治いたし居候間、暫く待給へとて、料理なと出し暫^ニ時程も待せてやうく^ニに立出て、不慮の事にて盜賊忍入御母義を切害せし事、是非もなき仕合也、しかし其盜賊を其席^ニ而直に討留給ひしは適れの手柄、せめてもの事と申けるにそ、右相番も始而其趣意をさとり、立歸りて当人へも申聞、其趣の届書認頭へも申立、事なく済しと也。右組頭事、相番を為待置てひそかに頭の宅へ至り、初中後の相談をなして斯取計けるよし。右組頭悪敷取計なは、其者の家を断絶させん事は是非も(三十才)なけれ共、御旗本の身分にて、間違ひに親を害し候なるといわんは、世の聞所も如何ならん。虚実は知らず、面白き取計と思ひし故爰に記ぬ。

猫の人に化し事

鄙賤の咄に、妖猫古く成て老姥などを喰殺し、己れ老姥に成て居る事あり。昔老母を持たるもの、其母猫にてありしゆへ、甚た酷虚^{マダ}にて人を用いたし事多けれと、其子の身にとりてすへきやうなく打過しか、或時猫の姿を頭はし全く妖怪に相違なし。然れは我母を喰ひし妖獸とて切殺しけるに、母の姿と成りし。是非もなき次第也、いわれざる事して、天地

のいれざる大罪を犯しぬるとて、懇意の者を招き、切腹いたし候間此訳見届くれ候やう申ける時、彼男申けるは、死は安き事なれば先暫く待給へ、猫狐の類一旦人に化して年久しければ、縦令其命を落しても暫くは形をあらはさぬ者也とて、呉く押止ける故、其意に任せぬるが、其夜に至りて段々形を顕はし、母と見えしは恐ろしき古猫(三十ウ)の死骸なりけるとそ。性急に死せんには犬死をなしたんとや。

猫人に付し事

古猫の人に化し物語ニ付或人の語りけるは、物は心を静め、百計を尽し候上ニ而重き事は取計ふへき事也。一般猫の付しといふも有るよし也。駒込辺の同心の母有りしか、倅の同心は昼寝して居たりしに、鰯を売もの表を呼通りしを、母聞て呼込、いわしの値段を付て片手に銭を持、此鰯を不残可調間直段をまけ候やう申けるを、彼いわし売手に持し銭を見、夫斗にて此いわし不残可売哉、直段をまけ候事は成かたしと欺き笑ひければ、不残買へしといさま、右老女以外の外憤りしか、面は猫と成り耳元まで口さけて、振上し手の有さま怖しともいわんかた無ければ、鰯売はわつといふて荷物を捨て逃去ぬ。其音に倅起返りけるに、母の姿全くの猫にてありし故、さては我母はかの畜生めにとられける、口惜さよと、枕元の刀を以て何の苦もなく切殺しぬ。此物音に近所も駈付見けるに、猫にてはあらず、母に違ひなし。鰯売も荷物取にかへり(三十一オ)ける故、右の者にも尋しに、猫に相違なしといへとも、四枝共母

に相違なければ、是非なく彼倅は自殺せしと也。是は猫のつきたるといふもの、由。鹿忽にせまじきもの也と人の語りぬ。

村政の刀 御当家にて禁し給ふ事

村政の刀を御当家にて禁し給ふは、後風土記、三河記等にも委敷、人の知る所也。或る蔵書にありしとて人の語りけるは、難波御陣とや、亦は其已前なりけるか、織田有楽軒手つから討留し首を持参して、御前へ出けるに、手柄致したるやと 上意あり。老人のおとなげなく少々働き、手作りの首の由申上ければ、適の由御賞美ニ而、其打物御覧被遊候よしニ而、有楽の鎧を 上覧之処、いか被遊ける哉少々御怪我有りし故、此鎧は村政の作なるへしと御尋なさる。御尋の通のよし申上けるに、村政は不思議に御当家に相当なきよし、人々申ける故、即座に折捨しと也。

利欲応報の事

(三十一ウ)

村政は正宗の弟子ニ而美濃の住にありし由。至而上手ニ而切れ物なれ共、其人となり乱心同様の生質にてありし故や、右打物所持いたし候へは、御当家昵近の者に限らず怪我いたし候由。今も村政か子孫美濃ニ而剃刀など打しか、兎角怪我いたしける故、今は其家業も止めしと也。いつの頃にやありし、打物の商ひしけるもの、村政の短刀を才覚し、村政と銘ありては人々嫌候故、銘を摺潰し、是は正宗に成り候とて、甚歎ひしを、

心安き人聞て、夫は不直事と、異見を加へしに、商売筋に左様の事を忌嫌ひては、金もふけは成らざるものなりと、欺き笑ひて過しか、其妻いかせしや、右村政の短刀にて自殺しける故、驚きて右刀を捨しと也。予一年信州に在勤の折から、召仕ふもの村政の私の調候積_レ而為見けるか、至而美事なるものにて好ましき刀なりき。しかし聞及ひし事もあれは、此刀調ひ候事必無用の旨、切に申含早_レくかへさせける。

公家衆其賢徳ある事

明和の頃、仙洞御所の御普請ありて、松本某たと上京せしに、(三十二オ) 歸りて後咄しけるは、公家はいつも貧窮なる多かる中に、松本旅宿せし向ふに軽き公家衆ありしか、至而不勝手のやうに見請ぬ。或る日宿の亭主に、何といへる公家なるやと尋ければ、何某と申御方、至而御不如意にてあらせ給ふ、夫に付いたわしき咄あり、年久敷召仕ひ給ふ女の童のありぬ、夫婦共に不便を加へ給ふに、最早袖をも留め候年頃なる故袖留_レ物詣ふてを心掛けたまへと、雑費のさし支ありて心に任せぬと、我に語り給ふ事の有りしと言ひし故、何程の雑費やと尋ければ、聊の事_レにありける故、余りのいたわしさに、纒の事なるが、我等より進せ候筋は成かたし、其方へ可遣問、其方よりよく取計可然と申ければ、かの亭主兩三日過て松本へ申けるは、此間の趣申つれば、志の程いか斗り_レ嗜しく思召ぬ、内々ながら関東の助力ありては心も濟す、其方より取替給はらんも其所謂なし、志は嗜しけれと心の底に右の趣残りていか_レ也、

断給へとの事也とて、不都合にも取賄ひ給ひて、此程袖留め宮詣も濟しと語りし由。やさしき事也と松本語ぬ。(三十二ウ)

位階に付左もあるへき事ながら可笑しき咄の事

川西某語りけるは、同人ちなみある者なりし由。遠江三河の辺の者成りしか、娘老_レ人ありしを上方へ遣し、堂上方へ奉公致させけるか、久々対面せざりしに、右娘今は宮仕へせし主人の情をうけ、内室やうに成けると、便に聞侍れば、行て逢ん事を企て、上京し彼公家衆の許を尋しに、位高く録_レ重_レき公家ならねは家居のかかりも美しくからず、いと貧しき見へけるが、案内を乞ひければ、如何にもきたなける親仁出で尋し故しか_レの事にて来りたるよし答へければ、ます夫に扣へ給へとて、玄関の隅にさし置、漸暫くありて、申上ぬる間こなたへ来り給へと、堀重門やうの口を通して、白洲へ蕙やうの物敷て其上に坐し置、外に人もなかりけるや、直に右の老父_レ白_レ丁を着しもみ烏帽子杯着て、翠簾卷上ぬれば、堂上なる人我娘共に着坐にて、遙_レく尋来し嗜しさよとの言葉をかけ、無程翠簾を下_レぬる故、よしなくも尋来しと思ひけるか、亦彼老人の案内にて坐敷へ通し、其後(三十三オ)は娘にもゆる_レ逢て立帰りしか、さるにても氣の毒にもおかしき事也と語りぬ。

好色もの京都にて欺れし事

年々御茶壺の御用ニ而上京し侍へる御数寄屋のもの語りけるは、或年江戸表より登りしゑせもの、京女郎はいかにもやさしく、あつまなる女とは違ひぬると云ふ事なれば、哀れ京都にて傾城遊女はかたらふ事も安けれど、常の女と交りをなし家土産にせんものと、宿の主じに語りけるに、あるし答て、少し入用をたに掛けなは大内の官女にも契りなんと有る故、大ニ歎ひ頻りニ心うかれて、何とそして官女に枕を並へ生涯の物語にもせんと、ひたすらに亭主に頼みければ、何歎其最寄に右体の事に事馴れし者を頼み、一両日有りて、祇園にて望みを叶へんとて、色々手入金など請取て其日にも成りしか、昼より祇園同道して、茶屋によりて酒食など申付待居たりしに、暫くありて乗物にて来る者あり。一間奥なる座舗へ通りぬるに、年頃廿斗(三十三ウ)にて艶なる婦人の粧ひもけ高く見えしに、年老たる局やうの女子も附添ひ、年頃六拾斗なる撫付の侍も附添ぬ。いか様御所の上臈の物語てせると見えしか、案内いたしたるもの何歎右老侍へ向ひ呶て暫くありて、歌学の事ニ付あの老人江御逢の事申たれば、掛御目との事也とて引合けるにぞ、相応の挨拶なしかれば、彼老人申けるは、兼而歌道執心の事主人にも及承寄特の事に存られ、今日は御所之御代参ニ而参詣の序、下々の咄御聞あらんも御慰みなれば、御内々御逢可被成との事也とて、彼婦人に引合けるが、誠に恭々歎有様故、膝行頓首して漸に其容色を望む斗也。歌執心のよし聞及怡入なと、の挨拶の上、右老侍も立出てければ、老女申けるは、

かゝる御物参の御忍ひなれば何か苦しからん、礼義を止て御酒を被下、打くつろきて鄙の咄など御聞有らんも御慰のひとつと酒なとすゝめ、我々は祇園の境内其外今一応皆を伴ひ見物いたし度とありければ、其意に任せ候やうにとの事にて、右上臈と彼おのこ斗残し置立出ぬ。跡にて何歎(三十四オ)立寄て、高唐雲雨の交りをなして、残り多くも老女など立帰りし故立分れぬ。彼手引せし町人厚く礼式をなし宿へ帰りけるに、右老人老女江の取入かた、茶屋諸雜費、召連れし由の陸尺やうのもの迄の手当何歎算用しぬれば、金子五六十金百金にも近く掛りしか、よしなき望にて無益の入用かけしと思ひしか、猶程過て聞ければ、彼上臈と聞えしは白人ニ而、右局老侍もみな拵ものにてありし。白人と飯の情に夥しき金子を遣ひ捨し事のおかしさよと語りぬ。

畜類また恩愛深き事

天明五年の頃堺町にて猿を多く集め、右猿に或は立役或は女形の芸を致させ見物夥しき事あり。見物せし者に聞しに、能く仕込しものにて、當時流行役者の意気形を呑込、身振などおもしろき事の由かたりぬ。然るに右猿の内子を産しありしか、芸に出るにも右の子を省りみ寵愛する事哀れなりしか、段々其子盛長せしに、殊之外風たかりてうるさ(三十四ウ)かりし故、猿廻しの者湯をあひせ風などとりて、毛の濡たるを干さん為二階の物干に繋ぎ置けるを、蕉の見付て贅を以て突殺しぬるを、猿廻しも色々追散して介抱せしか終にむなく成ける故、彼猿廻し親猿

を呼て、さて／＼汝か多年出精して我家業にも成りし、此程出産の小猿を愛する有さま、左こそ此度の分れ悲しくもおもひなん、我も蒿の来らんとは思もよらず、物干に置し無念さよと慰めけるに、彼猿泪に伏沈みたる体なりしか、猿廻しの者其席を放れ兎角する内ニ、彼母猿狂言道具の紐を棟にかけて縊て死せしと也。哀れなる恩愛の情と人の語りはへりぬ。

外科不具を治せし事

予か許へ来りし外科に阿部春沢といへるあり春沢母放道不願にて本町式下自に。或住しか近頃出禁せしよしなり。或る時咄しけるは、此程不思議の療治いたし不思議に手柄せり。牛込赤城明神の境内に隠し売女あり世にネ。。彼許を頼越せし故其病人を尋しに、年頃十五六才の（三十五才）妓女也。容貌美にして煩しき気色なし。其愁ふる所を問しに右主人答て、此者近頃抱ぬるに陰道無き片輪故、千金を空敷せしよし故、其容体をみるに、前陰小便道ありて陰道なき故、得と其様子考へしに、肉そなはりしにも非ず、全く血肉の塞る所なれば、其日は帰りに至り、一間なる所へ至り彼女の足を結へ、焼酎を沸して且独參湯を貯へ前陰を切破りしに、氣絶せし故独參湯を与へ、せうちうにて洗ひ膏藥を打しか、此程は大方快、無程勤も成ぬへしと、親方も甚た歎ひしと語ぬ。

人の心取にて其行衛も押はかるゝ事(ママ)

予か実方の菩提所、禅宗にて今戸安昌寺といへるが、彼寺へ詣てけるに、書院の床に無邪といへる二字を書し掛物あり。誰認めしや美事なる墨蹟故、よりて見れば、綱吉と名印あり。恐れ多くも、常憲院様の御墨蹟故、住僧の心得にもならんと其席を離れ、次の席に着坐なしければ、無程住僧出で、此方へと請しける故、（三十五ウ）右御墨蹟は如何致し当寺に候哉と尋ければ、且家を納めし由を答ふ。依之申けるは、我等など右の御掛物ありては其間へ可入事に非ず、其上予むかし評定所を勤め、寺社奉行の取計をも凡そ覚へ侍るに、御女中方其外を御紋付の水引やうの物奉納ありても、什物に致し置平日用へからすと申渡されし事あり、況や御染筆の品など等閑に掛置て、人の咎めたらんには寺の不念にも成へし、取納置可然と申ければ、彼僧、心得申候とはいへるが、強而心に置き候やうにもあらざりし上、且家を奉納には候得共、正筆や贗筆や知れ不申といへる故、正筆の贗筆のといへるは、其識分せる凡下の者にて世に鳴りし者の事也、將軍家の御筆杯を贗せ可申謂れなしと論しけるか、余りに知のなき申条哉と思ひしに、果して右住僧寺を持不遂して深川辺へ隠居しける。何歎犯せる事ありて入牢をし、牢内にて相果しと、此程の住僧物語せし也。

去る武家の母堂深く仏を信じ、日々寺詣して説法など聞しか、或る出家説法の席にて、罪深き者地獄へ墮し今生にて鬼の形にもなる、俗眼には見えすとも知職(ママ)の目には角の出しも見ゆる也と彼母儀をさして、此老女なども角か見へ候と言ひしを、彼老人深く歎き、宿へ帰りても寝食を忘れ悲しみける故、いつとなく不快にも成ける故、彼子息承之、憎き売僧の申かた哉、仕やうこそあれと、母にも深く隠し、我等も志のあれば出家を招き饗応供養なしたしとて、彼出家其外一兩人を相招き、色く和言を以饗応なして膳部出しけるに、彼出家の椀中魚肉の出ければ、彼出家箸を置いて、我等魚肉を禁する身分へ、かく魚肉をわざとしつらい給ひしは如何成るゆゑんと憤ければ、亭主有無の答へなく、満座の僧俗に向ひ、此程老母事彼出家の説法を聞にまがりしに、右老母に角の見ゆる迎法席におひて恥しめ給ふ故、母も歎き悲しみ侍りぬ、然るに俗眼に角らしき瘤も見へ侍らねと、定めて知職の目には見ゆるならんと実に信仰せし故、今日(三十六ウ)各を相招たれ共、椀中に入し魚肉を見る事成らすして箸を取、其上汁菜いづれも魚物を隠し入て彼僧に与へしを、嘔(ママ)しけに舌打して給られたれば、戒行第一の魚肉ある事を不ル知出家、何として母の角の出来しを見たるや、此道理相分らねは満座に置て母を恥めし恨み晴かたしと責ければ、出家も大ニ迷惑して、説法は弘通方便の語など、色く申訳しけるが、弘通方便は出家の法にも有るへし、武士の母を恥しめて其子として捨置くべきや、本山奉行所江も申立て此義理

を可レ明めなと、敵敷問詰ければ、坐に有合ふ僧俗色く侘言して、書付なと出し漸其席を立帰けるか、彼出家は後如何なりしや、江戸表を立去りしとや。

強氣之者召仕へ物を申付し事

巢鴨に御譜代の与力を勤めし猪飼五平といへる有りて、我も知人にて有りしか、彼五平親をも五平といつて享保の頃迄つとめける由。あくまで強氣の者にて、常にすへ物なと切りて楽とし、諸候(ママ)(三十七オ)其外罪人なとありて頼ぬれば、歎て其事をなしける由。或時召仕ふ所の中間を召抱へる迎、吾人年若く立派なる者来りて、氣に入し故給金も乞ふ程与へ抱けるが、小身の事故纒に一二僕なれば、或時米を搗可申と申付しに、彼中間答て、我は草履一辺の約束ニていつ方へも召抱られし事也、御供ならば如何様之儀も致へけれど、米舂し事なければ此義は免し給へといふければ、五平聞て、尤の事也、約束に違はんも如何也、さらは供可致とて、其身裸になりて下帯へ脇差をさし、自分と米を舂き、右米をつき候供可致とて、彼下男に草履を為持、自分の米を搗候跡へ付て廻り候やうに申付ければ、彼僕もこまり果て、何分我等舂見可申候迎、其後は米をつきけるとなり。

本妙寺火防札之事

白山御殿に新見伝左衛門といへる人あり。当時々は三代も以前成へし、飽まで強勇の男成りしか、本妙寺旦那にて有りしに、ある時本妙寺来りけるが、長押の上に秋葉の札有りしを見て、ほうぼう(二十七ウ)罪とて、他宗の札守など用候は以の外悪敷事也、当寺も火防の札は出し候間、早々張替給ふへしと言ぬ。伝左衛門聞て、不存事とて秋葉札を張ぬ、しかし本妙寺の火防札は無用にいたし可申。夫は如何にと尋ければ、享保の頃本妙寺火事とて江戸表過半焼たる事あり、かゝる寺の守札望なしと答へければ、僧も赤面なしけるとや。

いわれざる事なして禍を招く事

享保の頃とかや。上野の塔中にて格録(マ)いやしからぬ僧のありしか、最愛の美童ありしに、段々年をつもつて廿三四才に成りぬれば、近き内には相応の方へ養子に遣はし候とて、念頃に支度など取まかなひ遣はしけるが、大小一通り立派に拵へけるを、或日下谷御徒を勤たる其頃の任俠者小野寺何某といへる来りける時、かくくの訳にて右若き者に大小拵へ遣はしぬ、可切物なるや、釈門の身なれば知る事不能、一覽給はれと有りし故、小野寺是を見て、適れの出来もの哉、随分見事の道具たり、併様し見不申候而は丈夫には(三十八オ)難申、我等に預け給へ、様し見んと云しに、彼僧出家に似合す愛着の心より、とてもこの事によく頼

ぬと挨拶して、彼大小を渡しければ受取て帰りぬ。享保の始まで、吉原の堤などには折々辻切などありしか、彼小野寺もかゝる事を慰みになしけるや、彼一刀を帶し夜更て日本堤へ至り、往來の若者へ喧嘩をしかけ抜打に切けるか、適れ名作のしるしや、水も溜らす二ツに成りぬ。夫は心静に血杯拭ひ洗ひなどして、其後日数両三日過て彼寺へ持参、此程右刀様しみにしに扱く切もの也、随分調宝のやう其人に申給へとありければ、彼僧涙を流し、此刀可遣と存せし若者、両三日跡に吉原丁へ行し事にや、日本堤にて切害されて有りしか、何者の仕業とも不知、衣類懐中のもの紛失もなければ、定而盗人の所意とも思はれずと、涙と共に語りけるに、其日とりを考合すれば、小野寺か切し若者は則右出家の刀を可譲とせし者也。因果は是非なき物と古き人の語りぬ。

村井何某祖母武勇の事

(三十八ウ)

村井何某とて御徒を勤め、宝蔵院の鎗術などせしあり。予も知る人にてありし。右の祖父孫太夫の妻にてありし由、勝れたる婦人にて、或時孫太夫 御成御供_ニ而朝とく出時、未明_ケ六時前なれば一間なる所に髪なとすきて居しか、盜賊石_(マ)一、間の窓より杖やうのもの、先へ頭巾をかけ、窓より内へさし入、引取りては又入れける故、彼女房得と見て、全盜賊ならんと、夫のさし添を抜て窓の辺に息を詰待居しに、無程彼盜賊人の居さると心得、窓へ手をかけ首をすつとさし入ける所を、横さまに彼盜賊の首へ刀を突通し、夫の帰りまで沙汰もせず、夫帰りて其訳を

語り為見し由。かゝる不敵の女性なりし。後家に成て物見に表を見居たりしか、其物見下ニ而双方武家なるか、如何成事や、互ひニ立迎ひ鎗おつ取て戦しに、吾人難なく相手の胸中を突通しけるに、彼相手鎗を捨て、突抜れながら鎗をしき腰刀を抜いて、やかて手元迄来らん気色を、彼女房見て、其鎗をふつて捨給へと、流石に鎗遣ひの母程ありて声かけぬれば、其通せし故(三十九オ)相手倒れけるを止_レをさして、折節人もなく双方のみなれば、逃去ければ、彼侍立退んと、右婦人の方へ黙礼をして五六間行過しを、彼女房声をかけて、鎗印を取給へと云ける故、始而心付鎗印を取りて立去りし故、相手はいつれやら跡の詮義も分らて済しと也。

小児手討手段の事

阿久沢何某は至而強勇にて、享保の頃迄任俠を専らなし歩行けるが、其子孫今は御勘定を勤めて予も知る人なりき。右阿久津幼年にて未だ十才前後の頃、表に遊び帰りけるに、其母一僕の不束有りしを叱り居けるに、彼一僕女と悔りしや以の外に悪口なし、主人を主人と思はざる気色なるを見し故、台所を上りながら我草履を椽の下へ蹴込て、彼僕に、草履を椽の下へ入れし間取り呉候様申けるか、彼僕かれ是と母を罵りながら、土間にうつくまり椽の下へ手を入れしを、短刀抜はなし脊中よりさし貫きけると也。小児の身分さし当りての工夫感するに余りありし事也。

事に臨みて如何にも静に可考事

(三十九ウ)

安藤霜台の語りけるは、紀州ニ而の事の由。少しはゆかりありし人にも有しや、其親朝椽端に出て誦経なとしける趣の処、家来の内乱心をなし、右親の後ろに刀を振上げ立居たり。其子見て、南無三宝と思ひしか、ましてはし、若後より抱留_レは、いつれ振上し刀故父に疵を付可申と、つかく_レと寄て向ふへ突倒けるに、父の上を越して向ふへ延ひける故に父には無恙、親子して彼乱心者を捕押へける。頓智成事とかたりぬ。

瀬名御役に成り候_ニ付咄の事

当伝右衛門親の伝右衛門は、御番を御目付に被_レ仰付、予も覚居たり。気丈成仁にて有りしか、御番之節番丁を通りしに、其頃荒者と名に呼はれし水野十兵衛は、供立等立派ニ而角力取などを徒士に連候やう成る奴なる人なりしか、向ふより来るを見て、往來の真中にて家來の者に申付、足袋を履直し居たる折柄、十兵衛徒士杯声を掛けると有無の答もなく、天下の往還相互に譲合ふへし、我等足袋をはき直しける故ひらき候事成難しとい_レて、聊か(四十オ)不動、静に足袋をはき直しけるか、十兵衛義駕の中を振り返り_レ見たりし上、家來を差越名前を聞たる故、伝右衛門の由答へけるが、其後無程十兵衛番頭被_レ仰付山城守と申ける。殊ニ伝右衛門組の頭なれば、能き事はあらしと、相番なども聞及て評判せし故、伝右衛門も不快の由にて組の引渡しにも出勤なかりし。然るに

山城守も度々伝右衛門事を相番へ尋し故、久敷引居らんも悪かるへしと申けるに、実にもとて出勤いたし、則頭の宅へ届に出ければ、兼而申付置し故、坐敷へ通り候やうにと家来申故、其意に任せ通りければ、間もなく山城守出て手を取て、さてく御身は御用に可立人也、番丁ニ而の事忘れ不申、随分見立可申間精を出され候やう申されけるが、山城守番頭被 仰付初而の組の見立には、伝右衛門被申上、所々乗廻して相願ひ、御目付被 仰付けると也。

聊の心掛にて立身をなせし事

近き頃御代官を勤めし鶴飼左十郎は、元御徒組をつとめて(四十ウ)支配勘定に出て、其後猶出世して御代官に成ぬ。左十郎御徒の時、不時の用心とや思ひけん、わら草履を一足つゝ封して懐中せしか、或る日御成にて御本坊に詰し折から、さる大名衆家来間違ひ草履に差支、予参の間に合ふ間敷と、色々心苦敷思ひ給ふに、はだしにて出んやとありければ、左十郎義懐中も用心の草履を出し、これは拙者用心の為貯持し也、急の御間々合可申と渡しけるに、辱由厚く礼の上、名前を聞て立別れ給ふか、彼仁程なく高運にして若年寄被 仰付、引続出入して他事なく懇意ありしに、殊之外世話ありて、支配勘定へ願之通御役出いたし、其後も追々右の大名衆世話ありしと也。

手段にて権家へ取入りし事

さる人にてありしか、何卒出世もなさんと色々考へぬれと、元々貧しき上、心ざす手寄つてもなければ、明暮空敷心斗を勞しけるが、風与思ひ付て、其最寄駒込といへる所に当時ときめき給ふ権門の菩提所有りしか、思ひ立て日々右本堂へ参詣なして念頃(四十一オ)祈りけるに、雨雪は更也、大風其外如何やうの事有りとも朝々刻限を極め参詣なしけるに、庭を日々掃候中間其外もいつとなく知る人に成て、今日は早く詣給ふ、或は寒し、暑しと申合けるが、或る時知尚聞て、重而来り給は、こなたへ通し候やう申付置ける故、僕其よしを申て方丈へ案内をなしけるにそ、茶なと振舞て、さてく御身は日毎に本堂へ来り給ふ、いか成訳哉と尋ければ、我等も願ありて何卒人かましく御奉公いたしたけれど、貧しければ其勤めもならず、或夜不思議に当本尊の靈夢を蒙りし故、有難く日毎に参詣いたし候と、誠しやかに語りければ、住僧もさる者にて打笑ひて、当寺の本尊靈夢はさる事ながら、利益ありともいわれず、某其利益を取持申さん、かくくなし給へとて、其日家たる右権家へ頻に願ひ遣し出入なとさせけるか、近き頃其願ひも逐々成就せしとや。

狂歌にて咎めをまぬかれし事

天明の頃世に狂歌以外の外に流行て人々翫しか、其頃の事に非ず、(四十ウ)明和安永の頃成りし。品川高輪の辺に何とやら名は忘れたり、狂

歌はいかふなとして世を渡る貧僧有りしか、或時品川宿の知れる旅籠屋に見廻ひけるに、提銅御用にて御鷹匠大勢右の宿にあり。御鷹匠は左もなけれど、其下付候軽きものは、御鷹の御威光に任せ彼是やかましきもの也。彼旅籠屋の門前にも架を置いて御鷹を休め居しに、彼僧門を出ると右の架にさわりし故御鷹大に驚きければ、彼僧を御鷹匠のもの召捕へ、いかなれば御鷹を驚せしとて、以の外憤りける故、右僧は勿論旅籠屋の家内も出て品々怪言なしけるに、御鷹も別条なければ、少し御鷹匠憤りを止て、何者成るやと尋けるにそ、狂歌よみの由答へければ、左あらは狂歌せよと言しに、畏候迎一首を詠しけるにそ、御鷹匠も称歎してゆるしけると也。

一ふしに鷹匠さんになす鹿相哀れ此事夢になれかし

火災に感通占ひの事

天明六年の春江戸表火事多し而、白山御殿跡々出て昌平橋外(四十二才)神田辺まで焼し火事は、予か屋敷も危く咫尺まで炎燃なしける故、家内をも立退せけるに、親しき人々大勢来りて飛火を防なとし給ひしか、其内老人申されけるは、決而此屋敷迄焼候儀無之、安心いたし候様との事故、其案しを笑ひければ、されはとよ、巫女の言とて悔り給ふへからず、古き人に聞てためし見し事有り、明和九辰年の火事は江戸過半に焼し事なるに、其折から老人の申けるは、火災の折柄手水鉢或ひは水溜やうの水を手結び見て、湯の様さぬるみたらんは其家火災を遁れず、

水の本性ならば免れん事疑ひなしと言ひし故、二三ヶ所ためし見しに聊違ひ不申と語りぬ、今日も愛許の水をためし氣遣ひなき事を知れりといふし。実にも天地自然の儀、おのつから水氣に火氣を含ましましともいわれねは、爰に記し置ぬ。

芸道其心志を用いる事

芝居役者にて宝曆のはしめまでありし、元祖瀬川菊之丞考といへる女形の上手、名代と人の称しける、一生の間女形の外聊にても男の(四十二ウ)のやつし杯せし事なし。彼か平日の行状を聞に、狂言を引て宿に在りし時も常に女の身持也。或る時火災ありて、立退候やう人の進めしを、仕廻ひ所へ入て化粧髪なとし居たりし故、いろ／＼人の進めけれど、たとへ焼死すればとて見苦しからんは芸道の恥なりといふ、静に支度し立退けると也。

仏神に猫を禁し給ふといふ事

猫は妖獣ともいわん、可愛す物にもあらねと、宇宙に生をうくるもの仏神の禁し給ふといふ事疑しく思ひけるが、仏神禁し給はざる事明らかなる故、爰に記し置ぬ。日光御宮御普請に付、彼御山に三年立交りてありしに、右御宮御荘殿は世に称するの通、結構いわん方なし。誠に日本の名巧の工を尽しける。さるによりて和漢の鳥獣の御彫物いづれも

無ものはなし。支配なるもの申けるは、数万の御彫物に猫斗は見へざるは妖獣ゆへ禁しけるやと申ぬるが、或日 御宮内所々見廻りて、奥院入口の御門脇墓股内の御彫物は猫にてありけるにそ、猫を禁する（四十三才）の妄言疑ひを晴らしけるとや。

会下村次助か事

御勘定奉行支配ニ而関東樋橋切組方棟梁と成、恐多くも 御目見迄なせし岡田次助といへるは、元来会下村の土民なりしか、才覚ありて色々の請負となせしか、後は右之通結構ニ被 仰付けける。其始めを間に、美濃、伊勢の御普請の節始其きさしを生しけると也。美濃、伊勢の国川々の御普請有りて、大名の御手伝をも被 仰付けければ、次介義江戸は勿論葛西等の人足稼する者へ、此度美濃、伊勢の御普請に行なは金銭は摺み取也、かゝる時節手を空敷なさんも本意なし連、人数五六十人もかり催し、彼地へ至りて五三日逗留なせし内、御手伝方へ取入、人足賃も外よりは引下けて請負ければ、役人も其働安きに任せて申付けければ、次介面白からざる体ニ而旅宿へもとり、五六十人の者共を集め、さてく存の外の事也、御手伝方へ立入色く承候処、美濃、伊勢の人足、尾張、知多の人足などにて最早大方割渡し極りし故、請負へき沙汰（四十三才）に至らず、是迄の路用を費として我等是れ帰候間、各も帰給ふへしとありければ、人足共大ニ憤り、はるく汝かさそひに任せ来りて空しく帰らん様やある、帰りの路用なきものもあればいつれ共身分の立候

様ニいたし呉申べしと罵ければ、次助申けるは、成程尤の事なれ共我迎も同じ事也、夫を遺恨と思ひ給は、次助を殺成共如何様にもして各の氣を濟し給へとい、けるにそ、五六十人の者もすへきやうなく十方に暮れける時、次助申けるは、爰にひとつの相談あり、各我共に帰りの路用をかせき候とおもひ格別に安くして働きなは、御手伝方へ願ひて一働きたし見可申とい、ければ、随分其通りなし候やうに答へける故、心得しとて、御手伝方引請し金高も猶亦下直に下払ひ致しけるに、御手伝方にも彼か手先の手はしかきに随ひ、追々増普請等の人足を請負せけるにそ、下払ひも夫に應し増ヲ遣し、此普請にて多分の利潤を得て追々仕出しける。御用ニ付予か許へも来りしか、たくましくおのこにてありし。

（四十四才）

其家業に身命を失ひし事

いつの頃ニ有しや、本因坊或る日碁会に出て碁を囲みけるに、いまた微若の者に至て碁力の強きありて、其席の者共一人も彼に勝者なし。何卒本因坊と手合せん事を歎きければ、辞するに及はず相手なしけるに、其手段中くいふへきやうなく、段く打交へ見しに兎角本因坊一二目の負けと見へぬ。本因坊も色く工夫しけれど、其身も一二目の負とおもひぬる故、暫く茶煙草杯吞て雪隠へそ立にける。跡にて外の碁面など見て彼是評し咄しけるが、本因坊あまり雪隠長き故親敷き友雪院へ行て覗しに、一心不乱に考へ居たる趣なりしか、やかて席へ立帰りて碁を打し

に、始一二目の負と見へしか、打あけて見れば本因坊一目の勝に成りしか、さてく暮の智慧はすさまじき小人哉と、本因坊も称歎せしか、よくく心を勞しけるや、無程本因坊身まかりけると也。其職に心を尽し候事、かくも有へき事なり。

才女手段發明の事

(四十四ウ)

予か知れる与力に (ママ) といへる者あり。其母年若き頃夫ト専ら遊女に打はまり、宿に居る事なく明暮に通ひけるか、彼妻申けるは、我等嫉妬にて聊申候ニ無之、彼遊女へ通ひ給へは無益に入用を費し、千金の身を深夜に通ひ給ふ事よしと言難し、我等金子を才覚せん、彼女を請出して宿に置給へ、妻妾あらんは世になき事にもあらねは、是の上の謀なしと進めて、其身の親元より携へ来りし衣類道具を売代なし、彼遊女の残れる年季を亡輪なる者に乞ふて請出し、引取りて俱にくらしけるか、朝夕はしたなき事なく月日を送りしに、流石夫も其妻の心も恥しく、流れなる身は月日をへるに随ひ愛執もさめるの習ひ、一年斗りの内に右妾は外へ片付けるとや。右妻後家に成て子なるものゝ方に有りしか、一眼ニ而發明なる女にて有りし。

覚悟過て恥を得し事

長崎へ行し人の語りけるは、同所の丸山の傾城大坂を登りし者ニ(四十

五オ)深く言かはしけるか、男も身上の品遣ひ果して、立帰て主親に申訳なければ死を極めて彼女に語りけるに、迎も死なて叶はざる事ならば、我も共に死なんと、相對死を約して其日限を極めけるゆへ、とても死する命を (ママ) 妹女郎其外召仕ふ子供或ひは其ゆかり等へ、有合ふ小袖、雜具迄記念の心にて分ち与へけるか、彼男も死を極めけるに、大坂を登りし知るへの者段々の様子を聞て、以の外の不了簡と嚴敷異見をなし、路銀其外合力して無理に長崎を出立させて大坂へ帰しける。跡にて彼傾城此事を聞てすへきやうもなく、覚悟の過たる故其日の衣類にも差支ける間、記念して遣はしたる小袖など、妹女郎其外を取戻し、二度の勤めをなしけるとや。

両頭のむしの事

孫叔敖か両頭の蛇を殺し、其外両頭の虫類の事人の語り伝ふ事なるに見し事無かりしか、河野信濃守御作事奉行の節、相州鎌倉鶴か岡八幡御修復御用ニ而彼地に有りしに、(四十五ウ) 守宮の両頭在りしを塩にひたして持返り、予も親しく見侍りき。

供押之足輕袴を着する古実の事

諸大名の供足輕袴を着し、若年寄其外御旗本の足輕は袴を着せざる。寺社奉行、御奏者番を勤給ふ諸侯の押足輕はいつも袴を着し、夫若年

寄に進み給ひて押足輕袴を取り候事、子細もあらん事とおもひしに、久松筑前守語りけるは、都而諸家の足輕は同心也、御城御固御用差掛候節は諸家へ可被 仰付、其節の為也と聞伝へし由、筑州かたりぬ。

茶事物語の事

数奇の者の作説ならんか、或日茶事の宗匠路次を清め、ひとり茶を立て楽しみける折から、表_ニ非人体の者暫く立て其様を伺ひ、庭の様などを称しけるにそ、彼宗匠立出て、汝は茶を好みけるやと言ければ、我等幼より茶事を好み翫しか、今の身の上_ニも御身の茶事に染み給ふを浦山敷おもはず立留りぬと答へければ、不便_ニも又風雅に覚へて、古き茶碗に茶一服を与へければ、辱(四十六才)よしを答へ、恐ある申事なれど、来_ル幾日の朝そこくの並木松何本目のもとへ来給へ、我等も茶を差上るといゝて去りぬ。如何成る事や、不審とおもひしか、其朝彼松の元へ至りし、其あたり塵を奇麗に掃て古き茶釜をかけ、松の枯枝ちりやうのものを其下に焚き、新らしき清水焼の茶碗、茶入、茶杓いづれも下料にて出来る新らしき物を並へ置、彼非人は其あたりに見へ侍らす。実にも風雅成心と、茶をひとりたて、独楽し帰りけるか、いか成者の身の果なるや、やさしき事と、右宗匠語りけるよし。

明君其情悪を咎給ふ事

享保の初めとや、いつれの国にや百姓以の外煩ひけるか、医師に相談しけるに、能き人參無くては難助趣申けれど、在郷の事人參求むへき手寄なかりしを、悴に申付て江戸表へ才覚_ニ出しけるが、彼悴途中にて右人參の代を博奕とやら遊所とやらんに遣ひ込、人參求むへき手段もなく、路用に手支、両国橋_ニ而(四十六ウ)人の巾着など切りしを被召捕、御先手_ニ而吟味の上、小盗いたし候者迎入墨敲とやらんに申上げるに、明君御尋有りけるは、右親は其病氣にて相果しや、又は快気せしやと御尋ありけるに、右病氣にて病死の由語りければ、親を殺せしもの、通りはりつけ被 仰付けると也。親の煩ひ_ニ葉求めに出し身の、遊樂の心あらんは誠に天誅遁るへからず。難有御徳政也と、霜台の語りぬ。

強勇の者御仕置を遁れし事

常憲院様御代、生類御憐みにて殺生等堅く御誠の折から、御家人の内阿久沢弥大夫、松本理兵衛といへるもの忍ひて釣をせしを、廻りの者に咎められければ、以の外悪口なとして立わかれぬ。彼廻りの者_ヲ申立ぬる故、兩人共御吟味の上入牢なしけるか、弥大夫は釣せし段無相違由をいゝ、理兵衛は兩人共釣せし事なきといひ、互ひに右之儀あらそひ、幾度吟味ありけれ共兎角落着せされは御仕置も延て居たりし内、(四十七才)常憲院様薨 御ありて、生類御隣みの御掟も解ける故、兩人共御

咎不及元の如く勤しとや。右両人は松本伊豆守、阿久沢弥左衛門か父か祖父也。其頃予か実父も右両人と親しかりしか、御吟味のはしめ、彼兩人江羽二重の下帯を筋与へ、もし切腹せは見苦からず切腹せよ、はなむけに遣はしけるとて与へける由。予いとけなき頃父の甥なる老人かたりぬ。其頃は人の心も勇氣なる折と覚る。

強氣勇猛自然の事

予か幼き時古老の一族語りけるは、羽田藤左衛門といへる人ありしか、其子十右衛門は予か中年まで存命なりし。右藤左衛門は実方にて少しゆかりもありし。年若き頃至而大膽不敵にて強勇なりし。いつ頃にやありし、吉原町へ至り格子にて傾城なと、咄しけるに、大勢地廻り共も立寄り格子にかゝりてありしに、彼藤左衛門長刀をさし邪摩(ママ)に成りしを、地廻りのあふれ者以の外置り恥しめければ、抜打に切殺ぬ。すは人殺しありとて、五町丁中大騒にてありし時、彼血刀を鞘共に天水桶の下へさし込、空知らぬ振(四十七ウ)にて混雑の人に紛れ大門を出て帰りけるが、宿に帰りてつく／＼おもひけるは、さるにても右の刀は親が譲り受し品也、其儘に捨んも惜しと、あけの夜亦々吉原町へ行て、人静まりて後彼天水桶の下を見しに、其儘刀のありし故取て帰りけると也。不敵なる男なりとかたりぬ。

猥に人命を断し業報の事

宝曆の末、金森兵部少輔家子細ありて断滅しぬ。其家士の内に何とかいへるもの、主人家断絶の節死刑被 仰付けるか、右の者死に臨て囚獄石出帯刀へ咄しける由。我等此度死刑に及ふ事主人家の事にての事なれば強而悔へきにも非らず。我に犯せる罪とても恥かしと思ふ事なし。然共我等死刑をもまぬかれまじきもの也。一十年在所へまかりしに、道中泊りを同せし山伏一刀を為見けるが、正宗のよし語りしか、如何にも美事にて甚ほしく思ひける故、金子の高を申而、何卒我に給はるへしとひたすら望しか、此刀は代々持伝へければ千金にも放さしと、いかに所望すれとも(四十八オ)承知せざる故思ひ止りしか、いかにしても懇望なる故、人放れの松原にてあへなく山伏を欺殺し右刀を奪取りし。此恨この罪斗ニ而も死刑に成へき者也と言ひしと、帯刀語りけるとや。

水に清濁軽重ある事

御膳奉行の咄しけるは、御膳水は羽二重にて数辺こして、銀盤に入れて見しに兎角濁り残るものなる由語りぬ。長崎へ行し岸本何某かたりけるは、紅毛人持渡水を見る目鏡ありしを以て見たる由、随分清潔と思ふ水も右眼鏡に移し見れば、中／＼給られさる程に濁りあるもの也と語りぬ。明和五年日光 御社参之節、予も御用掛にて御膳水の軽重等吟味せしに、御山内御旅館の水流れ井戸共ヶ所毎に軽重あり。志升にて拾匁拾五匁

程違ひしも有りし。心得にも可成と爰にしるしぬ。

奇病の事

安藤箱台語りけるは、同人壯年の頃、或日風与召仕ふ者の面（四十八ウ）を見しに、何れも人間ならず、ゑならぬ面に見へける故、勝手へ入て家内の面を見しに是も又同じ。熟らく考るに我は是乱心やしたるらんと心を静、臥所に入て弥心を静め臥しけるに、耳の内痛む事甚し。医師杯も集りて其様を見て、誠に痰火の烈しきなるへしとて服薬となしけるに、左の耳を夥敷黒く煤のかたまり候ともいふへきもの出ぬ。又夜に入て右の耳を下になし臥けるに、是亦同じく出ぬ。夫程なく快氣しけるが、夫迄は五色の色も見る処違ひしや、右病氣已後始而五色の色を見る事外の人と同しかりけるとなり。

忠死帰するか如き事

浅野家の家士大石内蔵助、報讐の後御預ヶと成て、今日切腹被 仰付といへる日は、其御預りの大名より古実の通食事饗応あり。切腹の席よろしき迎案内ありければ、常ニ茶の給仕せし小坊主茶を持来りしに、常の通茶を吞て、扱今日切腹いたし候、いたつら致し候と幽霊と申物ニ成りて出候間、おと（四十九オ）なしくなし給へと打笑ひて、席へ出て切腹せしか、誠に平日の通聊かはる事無かりしと、彼諸侯の老臣語りしとや。

さもあるへき事と爰に記ぬ。

公家衆狂歌の事

当世狂歌を専ら詠ひけるに、堂上の狂歌は格別亦面白きとおもひし事あり。近き頃京都にて鍼治を業として其功いちしるき者ありしに、小川何某といへる町家にて、其妻の煩はしきを右針医の手際にて快氣しければ、厚く礼謝なしけるに、折節見事なる鯉の二口ありしを、彼医師の許へ贈りけるに、絶て珍らしき鯉なれば、心なく料理せんも本意なしと、兼而入せし堂上の園池殿へ奉りけるに、園池殿にても見事なる鯉なれば、兼而入りして勝手取まかなひ杯しける小川へ送りけるに、後に小川并針医の園池殿へ集りて、かくくの事也と笑ひ興しけるに、園池殿一首の狂歌して兩人へ給ひけるとなり。

針先にかゝれる魚をその池へはなせはもとの小川へそ行（四十九ウ）
けに世の中に多き事にて、おもしろき狂歌なればと、爰に記しぬ。

畜類仇をなせし事

豊田某語りけるは、或年御用ニ付大坂へ登りけるに、箱根にて駕を持し人足、右手の指皆ひとつに成て哀れ成る有様なれば、休みの折から、如何なせしと尋ければ、其身笑ひ居しに傍成もの語りけるは、彼者の親は百姓にてありしか、彼ものいまた生れて間もなき時、親なるもの畑へ出

て狐の子を捕へ打殺し穴なとふさき帰りしか、其夜彼小兒わつと一声さげひし故起上り見ければ、囲炉裏の内へ投入れしか、仕合に惣身を火の中へいれさるゆへ、早速に療治して命は助かりけるが、あの如く片輪となりしと語りし由咄しぬ。

非情のもの恩を報する事

駿河台に梅やしきとて、殊之外梅の鉢植多く愛し翫ふ山中平吉といへる人あり。其石台杯のやうるとも大造成事なりしか、或年平吉以の外大病にて久々引込けるが、次第^二重き心(五十才)もちにてなやみしに、或夜の夢に老人の童子来りて、我等は数年厚恩の養ひを請しもの也、然るに此度御身の病ひにて誠に定業にて死を待に近しといへ共、我数年の厚恩をおもひて御身の天年に替るへし、去ながら今用給ふ医師の薬にては宜しからず、同役を勤める篠山吉之助の方へ頼て、医師を招き服薬し給は、愈へしと語りて夢覚ぬ。不思議の事^二は思ひしかとも、誠に夢うつゝなれば取用も如何なれと、是迄の医師の薬も睨となければ、親き事故吉之助^二頼^一医者^二の相談もせんと手紙認ける所に、表に案内ありて吉之助来る由通しければ、大^二驚き早速に臥所へ招きて、今使して申さんと思ひし由申ければ、吉之助も、御身の病氣久々の事故我等も相談の爲に来りぬ、其訳は夜前夢に誰共なく御身の病を訪ひて薬用の相談申候様申とおもひて驚きぬる故、尋訪しとかたりければ、平吉も弥驚きて、しかくくの夢を夜前見し訳語りけるにそ、兼而篠山へ出入医師を差越、療

養頼けるに段々快くて本服なしけるに、不思議なるかな、平吉病氣漸々快に随ひ、数多ある梅の(五十才)内にもわけて寵愛なしける鉢植の梅、段々様子を損し終に枯朽にけるとなり。

おもわず幸ひを得し人の事

予か知れる人に甚福饒の男あり。名は障りあれば爰に記さす。録も小録にてありしか、彼人の屋敷の端を檢校に貸置けるか、彼檢校は金錢に富て、武家町家在方へ夥敷高利を以貸出しけるに、老後重病を請てなやみけるが、此世の便なしと思ひしにや、地主の男を呼て、さても我等此度は命あらんとも思はず、しかるに我等事一族知音もなく妻子迎もなし、見届たる弟子も無ければ、是迄貯へし金銀譲るへき人なし、御身多年の馴染ゆへ不残奉るへき間、跡念頃に弔ひ給はるへしといへて、証文有り金不残譲りて程なく身まかりぬ。夫より彼男一類分にて右盲人を念頃に弔ひ、さて右証文をも夫々にはたりて金子請取し故、富饒にありし由也。其人徳ある人^二而もなかりしか、おかしき幸福也。

奸智永続にあらざる事

(五十一才)

享保元文の頃御代官を勤し小宮山本進といへるは、学才もあり智慮も多き男なりしか、其職分に不束ありて御役は被召放て小普請に入りしか、長寿にて予か中年迄存命にて、儒書の講釈なとしたりしか、たくまじき

男ニ而ありし。彼者小普請ニ入て後、出入町人の咄に來りける折柄、彼町人申けるは、さてく町人も金子用立て返済なき方へ、幾度も手段を加へはたりせただけ共事不行、これに難儀なる事也とい、て、古手形四五枚も為見ければ、本進聞て、其古手形我に売申間敷哉と申ければ、売迄もなし、可差上といしを、可買様謂なしとて、礼式として金子五百疋差遣し、かくくの書付せよとて印書を請取ければ、彼町人は大ニ喜ひ、捨しもの、古紙酒代に成りしとて帰りぬ。其後彼証文名前はさる諸侯なりける故、本進義召連候家來もさわやかに出立て彼諸侯の許へ至り、役人を呼出し申けるは、我等事御代官を相勤、御勘定も不相立ゆへ御咎、を蒙り退役いたしたり、然るに我等は委敷不存候得共、召仕候もの杯の取計にて、公儀御年貢金を出入町人江預け、右町人（五十一ウ）返済不致故、彼是金高の不納積りて我等御咎を受し事と成ぬ、此節ニ至り段々相改候得は、当御屋敷へ用立候よしの処、御返金滞候故勘定不致由を申候而、右手形我等方へ相返し候、元來御年貢金をかゝる町家へ渡し置事、家來の不屈とは申なから我身の不念致方もなし、右之通御役御免ニて當時難義致し候我なれば御返金可被下候。御承知無之は實ては此訳をも申立、少シ上の御憎みをも免れたしと、いかにも丁寧ニ申ければ、彼役人も大ニ驚き、同役可申談とて家老へも申達、主人へも申ければ、右町人々一向左様の事も申ざりし、扱は御年貢金ニ而右故御旗本の難儀に成りしや、氣之毒成事也とて、よきニ挨拶なして、其後金子調達して本進方へ返しける由、恐しき工夫也と、人の語りぬ。かゝる邪智の謀計も多く、親族人の難義を構はぬ男成りしか、其身は老衰の後事なく病死

せしか、積悪は天誅ゆるさざる所や、二代目の何某十人組勤たりしか、御科を蒙り其家断滅におよひし也。
(五十二オ)

池尻村の女召仕ふ間鋪事

池尻村とて東武の南池上本門寺杯程近き一村あり。彼村出生の女を召仕へは果して妖怪なとあると申伝へしか、予評定所留役を勤し頃、同所の書役に大竹栄蔵といへる者あり。彼者親の代に不思議なる事ありしか、池尻村の女の故なりけると也。寛保延享の頃にもあらん、栄蔵方ニて風与天井の上に大石ニ而も落ける程の音なしけるが、これを祓マツとして行燈など中ウへ上り、或ひは茶碗杯長押を越へて次の間へ至り、中ニも不思議なりしは、坐敷と台所の庭は垣を隔てけるが、台所の庭にて米を齋居たるに、米齋煙草など給て休みける内に、右白垣を越て坐敷の庭へ至りし也。其外天井物騒しき故人を入れて見しに、何もあやうき事なければ、天井へ上りし者の面は煤を以黒くぬりしと也。其外焚火など折節はみづから其あたりへ出る事ありければ、火の元を恐れ神主山伏を頼みて色く祈りけれども更に其驗なかりしニ、或る老人聞て、若池尻池袋辺の女は召仕ひ給はずやと尋し故、(五十二ウ) 召仕ふ女を尋しに、池尻の者のよし申ければ早速暇を遣はしけるニ、其後は絶て怪異なかりし由。池尻の産神は甚氏子をおしみ給ひて、他へ出て若其女に交りなとなす事あれば、必妖怪ありと聞伝へしと彼老人語りける。其頃栄蔵は幼少なりしか、親成もの右女を浸マツしける事もありしやと語りぬ。淳直正道を第一

にし給へる神明の、氏子をおしみ妖怪をなし給ふといふも、分らぬ事ながら爰に記しぬ。

妙鏡庵起立の事

東叡山文珠楼のほとりに妙鏡庵といへるあり。一ツに奉光堂ともいふ。

其起立を尋るに、何れの御代にや有りし、上方ヲ御台様御下りの折から御供いたしける婦人、後法体して妙鏡尼と申、御城大奥ニ而精進を尽し御奉公なせしか、女中方の縁ありて松平陸奥守奥へも右妙鏡尼参りけるに、或時陸奥守奥ニ泊りて四方山の咄の序、妙鏡尼は上方出生やと陸奥守尋ける故、其儀ニ候、上方の生れにて江戸表にはゆかりの者もひとりたに無之、年々参向の(五十三才)堂上ニも知るへも有之、附添来る者ニも知れる者もあれと、女の事なれば伝奏屋敷へ参るへき事もならず。奥ニ罷在候而は逢ひ候事も成難し、哀れ上野の内に庵室やうの物を拵へ、衰老の楽しみに古郷の者ニも逢て、物語も承り度思ひぬれと、失脚もかゝる事故もたしぬと、涙くみて語りければ、陸奥守聞て、夫は尤なる事也、我等手伝ニあさせん、相応の庵を建立いたすへし。尼か持参のうつつやあると尋に付、傍にありし女子の、おみやとて重の内を持参りたり迎、右の重を出しければ、日本一の事也、其うつりに納戸ヲ納戸金を取寄て右重へ小判歩判をみつかから入て給はりければ、右金子を以今の妙鏡庵を造立なしける也。その余風にや、今も両丸の御奥女中は時々此庵室へ立寄りし事也。

貧窮神の事

近頃牛天神の境内に社祠出来ぬるを、何の神と尋れば、貧乏神の社のよし。彼宮へ詣貧乏をまぬかれん事をいのるに其靈験ありしとかや。右起立を尋るに、同し小石川に住む御旗本(五十三才)の、代々貧乏にて家内思ふ事も叶はねば、あけ暮となく難儀なしけるか、彼人或る年の暮に貧乏神を画像に拵へ神酒洗米など捧て祈りけるは、我等数年貧窮也、思ふ事の叶はぬも是非なけれど、年月の内貧なれとも又外の愁もなし、ひとへに尊神の守り給ふなるへし、数代年我等を守り給ふ御神なれば、何卒一社建立して尊神を崇敬なすへき間、少しは貧窮をまぬかれ福分にうつり候やう守り給へと、ちいさき祠を屋敷の内に立て朝夕祈りしに、右の利益にや、少し心のことき事も出来て福もありしかは、牛天神の別当なるもの兼而心安かりければ其訳を語り、境内の隅へ成とも右社倉をうつし度由談しければ、別当も面白き事におもひて許諾なしけるにぞ、今は天神境内にありぬ。此事聞及て貧しき身は右社倉に詣ふて祈りけると也。敬して遠ざくの類おもしろき事と、爰に記しぬ。

国に寄りて其風俗かはる事

佐州にありし時、其土俗物騒敷しとなきものを、むしな付のやう也と(五十四才)いふ。いか成事と尋しに、東都其外ニ而狐付といへる事の由。諺にいふ三郡ニ狐なしと伝へし通、佐渡の国には狐なき由。しかし

他國にてむじな狸の人に付し事を聞かざるが、佐州にてはむじなも人ニ付しやと尋しに、まゝむじなの人に附事ありと語りぬ。

上州池村碑の事

浅間山焼の節関東村々を廻村せしに、長崎弥之助知行上州片岡郡池むらに石牌(イサ)あり。世に陸奥壺の石牌を古物とて人の称しけるに、池村の碑を称する事を不聞。其土俗に聞しに、和銅三年上野国甘葉郡、緑埜郡の内を割て片岡の郡として、羊太夫といふ者に給はりし碑の由。文をみしに其通也。則石摺にして持帰りしか、碑面いかにも古物にて文字も能書也。左に其銘を書留ぬ。

(五十四ウ)

弁官符、上野国片岡郡、緑野郡、甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡。和銅四年三月九日甲寅宣、左中弁正五位下多治比真人、大政官一品種積親王左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊

上野多胡郡碑石、高四尺、濶二尺八寸、蓋方三尺。按ニ日本紀云、和銅四年三月辛亥、割上野国甘良郡織裳、韓級、失田(マ)、大家、緑野武美、片岡郡山等ノ六郷、別置多胡郡ト云々。始テ此国ニ多胡郡ヲ置タル時、始テ建立セル碑也。某文至テ読カタキニヨリ、土人誤テ羊太夫ノ碑トス。羊ハ半ノ字ノ誤ナラン。三郡ノ内ヲ三百戸ノ郡トナシ給ヒ、半ヲ多胡郡ト成ト読テ其義通スヘシ。

文政十一戊子四月十七日書以贈示于美濃部先生 法眼栗本瑞見

其法に精心をゆたねしるしある事

或る人の語りけるは、日蓮いまた初学の時、建長寺の開山大覚禪師とやらいへるは老分にて其徳も勝れければ、日蓮も親しみて随心(五十五ウ)なりけるが、或時日蓮へ雨乞ひの事命ありければ、右禪僧へむかいて、かくかくの事也。我力行にて雨降らんやと申ければ、随分捨身たにして一途に行はんに、行法空しかるへき様なしと答ふ。日蓮も始而覚悟して其寺ニ戻り、一七日断食して一室ニ閉籠り、命をかけて祈りける。若雨を祈得ずは立所ニ死なんと念しければ、果して感応の雨を得けるにそ、都鄙其行法を称しける故、檀を下りて直に右禅院へ至りて其禪師を尋しに、彼禪師は未だ一室に入てありし故、斯く語りければ、彼禪師悦ひて立出ぬるか、是も七日断食をなして行法なしける故、日蓮も其やうを尋ければ、御身は雨乞の命を受たれば命に代て祈らんは更也、我は命を不請といへとも、百姓の愁ひをすくふは宇宙に生するものいかて等閑にせん、御身の行力にて雨も乞得んなれとも、若乞ひ得ざる時の為に我も祈りしとありければ、日蓮も生涯右禪師の徳を称し感嘆なしけるとや。故人はかく難有心もありし也。

不受不施宗門の事

(五十五ウ)

日蓮宗に不受不施といふ事あり。往古は施物を不請事ニ付御料を蒙り、夫々一流停止の宗派也。理なる哉、右不受不施の派を守る者は飽までか

たましきもの也。予評定所留役を勤ける頃、掛りにはあらざりしか聞及しは、評定所或日立会の日老人の僧駈込で、不受不施の宗派を保し者也、遠島を願ふ由にて、遠島被 仰付けけるが、其後上総国南飯塚村にて右宗派を保し者あり、予か掛りにて追々糺しけるか、いかにもかたましく思ひ込たるものありける。

好む所左もあるへき事

予か知れる人に山本左吉といへるあり。飽まで酒を好みける。人の進めによりて屋敷の地面藤よかかるへしとて、藤を植て棚なとよく拵へけるか、藤は酒を根へかけてつちかひぬれば格別よしと人の言ひける故、酒を取寄けるが先一盃吞て、かゝる酒を藤に吞せんも無益也、随分悪敷酒をとりて可然とて、又別段に酒壺并価ひ銘にて五六十文の酒を取寄、藤に掛へしと思ひしか、さるにても百文内の酒も吞るゝもの哉とて、則ます少し給見しに、百文内ニは下料なる(五十六オ)もの也、是にても酒はさけ也とて、壺升をなんの事なく吞て、迎も酒にては藤には振廻ひかたしとて、酒の粕を買ひて土に交へ、藤へ根かひしけると也。

志す処不思議に届し事

山川下総守いまた御小納戸勤ける時、同役の山村十郎右衛門差料の鐐の形甚た面白きとて、其形をもつて新規に打せ度望なれば、則十郎右衛門

鐐をはつして下総守方へ送りけるに、其職せる者の方へ右の鐐を為持遣はしける路ニ而、右使の者いつ地へや彼鐐を落しけるよし。其僕の不念を咎めぬれ共、人の秘蔵の鐐紛失せし事の氣の毒さに、色く右途中其外捜しぬれと行方なければ、為かたなくて山村へ侘けるに、山村も、落し候上は是非なしとて、其まゝにて事過ぬ。され共下総守心には、何卒右鐐を尋、似たる品成共買得て戻しなんと、常々心にかゝりしか、山村は京都町奉行ニ成りて上京し、下総守は御目付へ出て、一、年久能御普請に御作事奉行代りを勤駿州へ参りつるか、其時御目付代りにて(五六ウ)御使番々小長谷喜太郎駿府へ行て、同く御普請の掛りなしけるが、喜太郎か方へ下総守至りし時、茶など運ひし喜太郎家来の帯しける脇さしの鐐を見るに、彼先達而失ひし鐐に紛ふかたなければ、夫となしに所望して能く見るに、聊違ひ無かりける故大きに歎ひて、喜太郎家来へ相応の謝礼して申請、御用済て帰府の上、早速山村方へ為登けるに、両三年の事なれ共、下総守へ遣はし候節鐐をはつしたる儘にてありし故、仕合見しに少しも違はざりしと、信濃守後に御勘定奉行に成て語りしか、山川も同じく咄しける。今に山村信濃守方にて都返りとて秘蔵なしける由。

義は命より重き事

近き頃の事とや。いか成者の身の果なるや、兩國橋にて袖乞しける浪人、四五才の子を連れて往来へ合力をねかひけるが、或日往来の情もなく一

錢も貰ひ得さりしに、其子空腹ニ成りしや頻りに泣て不止、親も不便に思ひて辻に出し餅売に、此者空腹とて（五十七オ）歎けとも未一錢も貰ひ得ず、後程貰ひなば可返間、一ツ商ひ呉候様申ければ、餅売聞て、我等も今朝々商ひなし、難成よしつれなく申ければ、いと、其子は泣さけひけるに、側に居し雪駄直しの非人、有合の錢を少々遣はし、甚の御難儀也、立替進するよし申ければ、辱由厚く礼いふて彼餅を調へ其子に与へ、往来へ願ひて錢乞ひ受彼非人へ戻し、其子を橋の上より川中へ投入、我身もつゝきて入水して果しと也。

寺をかたりて金を取りし者の事

駒込にて越中屋とて有徳の者あり。或る夏の暮に門立床机を並へ、あたりの者四人一同涼みて咄いたるに、菩提所の出家老人来りて門口へ見廻、越中屋を見て大きに肝を潰し、御身は死し給ふよし故、今日こふそりに来たりといひければ、越中屋大ニ驚き、さてく忌はしき坊主哉迎、其所にありし者も、子細こそあらんとて大ニ笑ひ、いつれ只是婦されず、酒にても吞て參るへし、いつれもいわる直しに一盃給へ給へと、其席の者を皆々呼入れて酒など（五十七ウ）呑ける上ニ而、彼出家に尋しに答けるは、きのふの昼過に一僕連し侍来りて御身の一類の由、御身病死ニ付家内は上下歎き沈みぬれば取しきり世話する者なし、我等ゆかり故直来りて寺の取置の事も談し侍る、是より帰りには何歎の調物もいたしける由を言ひけるにそ、人の死せしに偽りも無き物なれば、誠の事と思ひ、

右侍に支度など出し饗応しける。物喰ひ酒のみて硯紙など借りて、金子式三両懐中より出し、色く勘定之体故、何そ用ありやと和尚尋ければ、是く品の品共調候積なるが、少々金子不足と思へは勘定いたし申也、いつれも今晚申付されば明日の葬送も調ひ難し、若手許に有合は二三両かし給へと言ひし故、其様疑ふへき人品にもあらざれば、金子三両貸遣しけるが、扱は右金子はかたられ、馳走は仕損也と語りければ、一坐大笑ひをなせしと、其最寄の人かたりぬ。

鼯の呪の事

金魚船亦は無惣品などに鼯のかゝりて難儀せんには、左の如く（五十八オ）書て札に建ぬれば、其辺へ鼯かゝらざるものゝ由、老人の語りぬ。鼯の呪はたかんなのねちきり也、これ五大明王のしるし候らん

一休和尚返歌の事

山村信州物語に、此程一休の墨蹟とて持參の者ありしか、面白きものとて見せ給ひぬ。

老の身の頼へきもの撞木杖鉦をたゝかは後の世のため

おつや殿へ

如此あり。老女へ一休の送りしものならん。面白き文なれば爰に記しぬ。

福を授る福を植るといふ事

勢州高田門跡の狐、京都藤森へ官に登るとて、或村の者に取付て、口走りて一宿を乞ける故、安き事也とて、赤の飯油揚やう（五十八ウ）の物馳走して、さて狐は稲荷のつかはしめ、福を祈れば福を与へると聞及びし故、何卒福を与へ給へと願ひければ、右狐付答へて言様、我く福を与へるといふ事、知らぬ人の申事也。都而福を植ると云ふ事あり、是を伝授すへし、都而人の為世のためなる事心掛いたすへし、しかしかゝる事したりと聊も心に思ひよりては福を植るに非らず、無心に善事をなすを福を植るといふ也、且我く福分を授る事成かたしとはいへ共、善事ある人^江は、或ひは盗難有るへきは我等来りて枕元の物を落し、又強き音などさせて眠をさまし其難を免れしめ、或は火災杯あらん節も遠方の親族知音へも為知て人を駈付させて、家財等を取返などとする事あり、是則福を与ふるといふ物ならんと語りしとや。

井伊家質素の事

天明元年若年寄被 仰付ける兵部少輔は、井伊家の惣領家なれと高二万石也。当兵部少輔妻子無之故掃部頭二男（五十九才）を養子被 仰付けるに、掃部頭と兵部少輔養子^江の合力四百石宛のよし也。然るに兵部少輔は小身の上不勝手^ニ付、家来と掃部頭家来迄右合力増之義内々申談ければ、成程尤の事なから、掃部頭は三拾万石の高なから、嫡子玄蕃頭未

た部屋住の折からは五百石の合力^ニ候間、増之儀難成事のよし挨拶有之候と聞伝へしと、山村信州物語也。

（本翻刻は前号に引続いてカリフォルニア大学バークレー校東アジア図書館所蔵によつています。館長ドナルド・H・シャイブリ教授に御礼申し上げます。なお全巻を文庫本として本年中に刊行することになりました。読みやすくするため、翻刻方針を変更したりするものではありませんが、全巻をお目にかけることが出来ますので、本掲載は今回で打ち切りますことを御了承下さい）